

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
153	平成26年度 諮問受理第189号	平成27年3月9日 付け大総務監第94号	平成26年12月22日	大総務監第77号「不」件から、「通報についての連絡(通知書A)」、「通報についての連絡(通知書B)」、「通報についての連絡(通知書C)」の内、障害者自立支援法公正示すもの求める。	総務局監察課	平成27年1月13日付け大総務監第89号 不存在による非開示決定	総務局において、当該個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年1月30日	障害者自立支援法違反。 答申第272・316・332・345号(審査会)に基づき、大個審答申第55・57・58・60・62・69号は、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」欠いた○○CW個人の6・7追記する社発第727号・社保第117号反する違法示した大健福第6151号「決定書」(社援第2700号)。法的根拠欠く6・7追記する○○CW違法行為否認する生野区長。大生保生第1446・17(H25.4/4・H26.4/7の2件)・98・108・1110・104(H25.4/25)号「不非開示」件や大生保生第449・499・501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号「不非開示」件等々から、6・7追記事由(理由)欠く。両課「整合性」欠く。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、大総務監第77号による「不存在による非公開決定」の元となる公文書公開請求と同様の請求趣旨で、平成26年11月18日付け通知書に係る公正職務審査委員会審議資料のうち、公正職務審査委員会が、通知書ABCのいずれの通知書を根拠として生野区生活支援の障害者自立支援法(当時)違反の行為を公正であると示しているのかがわかる異議申立人に関する保有個人情報の開示を求めていると解した。しかし、平成26年11月18日付け通知書に係る公正職務審査委員会の審議において、生野区生活支援の行為が公正であるか否かについて判断していないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
154	平成26年度 諮問受理第190号	平成27年3月9日 付け大総務監第100号	平成26年11月28日	総務局監察部(○○係長)は、私が精神障害者断定する違法性否定した為(11/21)、大福祉第3281号「市民の声6点○○回答(自立支援医療可能性無い見解)否定する私の情報求める。	総務局監察課	平成26年12月12日付け大総務監第78号 不存在による非開示決定	総務局において、当該個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反。法令除く場合決定事項『大健福第6515号「H20.3/26、○○CWは、想像(○○)・思い込み(○○)の発行」イ件』(H24.1/27主張) 大生保生第574・579・684・902号「不」件(答申第332・354号諮問中、有) 生野区女性は、通院治療欠く元、「発行(医師指導)」理由欠く。大生保生第470・701・702・251・15・596・100・105・1260・1262・1440・106・635・636・860・897・903・912・935・950・1039・1113・1109・1243・1396・1397・1398・15・16・27・365・188・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・809・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号「不非開示」件等々有。 大個審答申第55・57・58・60・62号有。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、異議申立人に対する自立支援医療の適用が必要ではなかったことは、福祉局の市民の声の回答からも明らかであるにもかかわらず、平成26年11月21日に、公正職務審査委員会審議結果の本人通知の説明を行った際に、○○職員が上記について否認したことの根拠となる異議申立人に関する保有個人情報の開示を求めていると解した。しかし、当該本人通知に係る公正職務審査委員会の審議においては、異議申立人に対する自立支援医療適用の必要性について判断しておらず、また、○○職員も、審議結果の内容について説明は行ったが、異議申立人に対する自立支援医療適用の必要性に関する説明は行っていないため、該当する個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報 を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
155	平成26年度 諮問受理第192号	平成27年 3月10日 付け大生保生第 1734号	平成26年 9月29日	個人情報の取扱い違反多々の内、本件「別添とうり」レセプト管理違反（法第52条）より、生野区生活支援の適法立証するもの求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年10月14日付け大生保生第944号 不存在による非開示決定	請求に係る保有個人情報は作成又は保有しておらず、実際に存在しないため	平成26年12月 9 日	生活保護法第50条違反。 別紙の市民の声回答 大個審答申第61号「大市大病第456号」件の整合性欠く「レセプト」誤記する本件。 「社発第727号」（社援第2700号勧告）反する元の、「レセプト」管理欠く為、個人情報保護条例違反。社援保第72号反す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「○○病院のレセプトの記載誤りについて生野区の適法性を示すものを求めているもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
156	平成26年度 諮問受理第199号	平成27年 3月13日 付け大福祉第4359号	平成27年 1月13日	答申第336号「大健福第4515号（大生保生第758号は認するもの実際存在しない）」不件相違する答申第345号「大健福第3188号（非該当レセプト末診の法第25条 2 項発行要件・法第50条 2 項回答要件の不服申立理由大健福第6054・1098・2207・4090号示す為、「大健福第3449号「法令除く場合」 イ示す私の精神医療情報求める。」（大健福第6515号「想像」（○○）・思い込み（○○）H20 . 3 / 26発行理由 答申第332号）	福祉局保護課	平成27年 1 月26日付け大福祉第3596号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成27年 2 月 9 日	生活保護法第64条違反する法第25条 2 項違反。生活保護法第4 条違反する法第50条違反。左記は、答申第272号の審査会見解示す。 大福祉第4515号「不」件（答申第366号）「 I C D - 10」（答申第316・332・345号） 大生支第113号「不」件は、個人情報保護条例決定欠き、6・7 追記違反示す。「他法活用検討依頼通知」欠く私（異議申立人）は、個人情報欠く。答申第272・366、316号・332・345（大個審答申第57号）（大生保生第1262・935・950・1039・1398・16号「非開示」件等々）（6・7 追記理由欠く） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「厚生労働省社会・援護局保護課長通知社援保発第0330001号 - 4 - (1) アに基づいて事務処理を行った個人情報を求める旨の開示請求に対する不存在による非公開決定通知書である大健福4515号に関連して、異議申立人の精神医療の情報を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報 をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから（か）欄に記載の決定を行った。
157	平成26年度 諮問受理第203号	平成27年 3月20日 付け大市民啓第 326号	平成26年 1月17日	市民の声No.1310-20048-001-01を求む。（職員がまとめたものとの回答）	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年 1 月31日付け大市民第6212号 開示決定	市民の声No1310-20048-001-01	平成26年 3 月24日	処分の取り消しを行い、「不満」記載有るものを大総務第 e - 3 号「公」P . 5 一致するものを開示せよ。 大市民第6211号「公却」（権利の濫用）は、あたかも「不満」記載有るかの「却下」している。但し、大市民第6216・6217「不」非開や第6161・6167・6168号「不」非開示もあり、「個人情報」欠如する。6130号「不」非開示も有。（但し以後の上 2 行示す「不」→大市民第6126号「不承認」根拠欠如示している。） 大総務第 e - 3 号「公」は、問い合わせ先に、市民局欠如する為、関与していない。但し、大総務第 e - 202号有。社援第1151号「裁決書」（処分庁の主張認めず、却下処分取り下げ）が、遠視メガネ支給認める。 大市民第5098号「特定不可」（却）、5302号「不」非公開（H24 . 12 / 27）、大市民第6139号「開」、6167号「開」 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、「市民局が市民の声No.1310-20048-001-01に対して行った回答文書を求めているもの」であると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
158	平成26年度 諮問受理第204号	平成27年3月20日 付け大市民啓第 327号	平成26年1月17日	大総務第e-3号P.5「弁護士の回答」示すもの求める。大市民第6182号「弁護士の回答」は、「権利の濫用」理由不明の却下より、「特定」する「弁護士の回答」有。審査会答申事案も求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年1月31日付け大 市民第6214号 開示決定	・「○○弁護士相談記録票」 ・「○○弁護士相談記録票」	平成26年3月24日	処分の取り消しを行い、「不満」記載有るものを大総務第e-3号「公」P.5一致するものを開示せよ。 大市民第6211号「公却」（権利の濫用）は、あたかも「不満」記載有るかの「却下」している。但し、大市民第6216・6217「不」非開や第6161・6167・6168号「不」非開示もあり、「個人情報」欠如する。6130号「不」非開示も有。（但し以後の上2行示す「不」→大市民第6126号「不承認」根拠欠如示している。） 大総務第e-3号「公」は、問い合わせ先に、市民局欠如する為、関与していない。但し、大総務第e-202号有。社援第1151号「裁決書」（処分庁の主張認めず、却下処分取り下げ）が、遠視メガネ支給認める。 大市民第5098号「特定不可」（却）、5302号「不」非公開（H24.12/27）、大市民第6139号「開」、6167号「開」 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「答申332号の別表7における『弁護士の回答』を示す文書として、○○の消費者サービス及び自立支援医療に係る弁護士記録票を求めているもの」とであると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
159	平成26年度 諮問受理第205号	平成27年3月20日 付け大市民啓第 328号	平成26年1月17日	【補正前】 大市民第6121号は、大福祉第3281号（市民の声No.6点「異議申立人の場合「非該当」言及）否定する自己情報求める。これまでの不承認理由が、条文のみ提示の自己情報具体性欠く。 【補正後】 「弁護士の回答に不満を抱く」との記録。並びに「弁護士」は、誰の分か、「大市民第6110号」決定する各弁護士記録票、又は、以外の「弁護士」分、私の件（分）求める。 「開示」一覧表より、抜粋求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年2月5日付け大 市民第6218号 開示決定	・「○○弁護士相談記録票」 ・「○○弁護士相談記録票」	平成26年3月24日	処分の取り消しを行い、「不満」記載有るものを大総務第e-3号「公」P.5一致するものを開示せよ。 大市民第6211号「公却」（権利の濫用）は、あたかも「不満」記載有るかの「却下」している。但し、大市民第6216・6217「不」非開や第6161・6167・6168号「不」非開示もあり、「個人情報」欠如する。6130号「不」非開示も有。（但し以後の上2行示す「不」→大市民第6126号「不承認」根拠欠如示している。） 大総務第e-3号「公」は、問い合わせ先に、市民局欠如する為、関与していない。但し、大総務第e-202号有。社援第1151号「裁決書」（処分庁の主張認めず、却下処分取り下げ）が、遠視メガネ支給認める。 大市民第5098号「特定不可」（却）、5302号「不」非公開（H24.12/27）、大市民第6139号「開」、6167号「開」 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「『補正依頼に対する回答書』に『『弁護士の回答に不満を抱く』との記録、並びに『弁護士』は、誰の分か『大市民第6110号』決定する各弁護士記録票、又は、以外の『弁護士』分、私の件（分）求める。『開示』一覧表より、抜粋求める。』と記載されていることから、平成25年3月15日付け大情審査答申332号の別表7における『弁護士の回答』を示す文書として、○○の消費者サービス及び自立支援医療に係る弁護士記録票を求めているもの」とであると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
160	平成26年度 諮問受理第208号	平成27年 3月24日 付け大総務監第 111号	平成26年12月 9 日	監察部（総務局）は、「情報得ず」（通知書A）等の通院欠く元、自立支援医療主張する生野区生活支援の的確示すもの求める。大総務監第54号「調査資料」通知類	総務局監察課	平成26年12月24日付け大総務監第81号 不存在による非開示決定	総務局において、当該個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 1月13日	障害者自立支援法（答申第272号）・大生保生第399号（障害者自立支援法 答申第69号）・大生保生第811号（17件一活「公」件の「自立支援医療（精神通院医療）の概要」を神経症扱う）・答申第316号調査資料・答申第345号（神経症扱う大生保生第1085号「公」件）、等々の答申有。「権利の濫用」事案全件（各職分）理由等！疏明資料12点！ H22．2 / 19「謝罪」巡る全面or一部の水掛論作っている。 ○職員（謝罪席不在）は、全面謝罪じゃありません（大生保生第258号・大生保生第766号「全面謝罪否定理由」不非開示（全面謝罪する記録欠く理由付け）、等々の○。CW的確示す争い続ける。但し、通院欠く不知主張有。大生支第469号・73号・218号「ケース記録票H20．3 / 31・4 / 1」（公文書類） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、公正職務審査委員会審議結果の本人通知に係る同委員会の審議において、「生野区生活支援が、異議申立人が精神疾患に係る通院を行っていないことを知らなかった」ことを知りながら、「生野区生活支援が異議申立人に対する自立支援医療の適用を主張する」ことを公正とする根拠となる異議申立人に関する保有個人情報の開示を求めていると解した。しかし、当該通知に係る同委員会の審議においては、自立支援医療適用の必要性について判断していないため、該当する個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
161	平成26年度 諮問受理第209号	平成27年 3月24日 付け大総務監第 112号	平成26年12月 9 日	大総務監第77号「不非開示（障害者総合支援法・旧障害者自立支援法の違反を公正扱う理由欠く）」件は、障害者自立支援法の適正理由求める。（私の情報）	総務局監察課	平成26年12月24日付け大総務監第82号 不存在による非開示決定	総務局において、当該個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 1月13日	障害者自立支援法（答申第272号）・大生保生第399号（障害者自立支援法 答申第69号）・大生保生第811号（17件一活「公」件の「自立支援医療（精神通院医療）の概要」を神経症扱う）・答申第316号調査資料・答申第345号（神経症扱う大生保生第1085号「公」件）、等々の答申有。「権利の濫用」事案全件（各職分）理由等！疏明資料12点！ H22．2 / 19「謝罪」巡る全面or一部の水掛論作っている。 ○職員（謝罪席不在）は、全面謝罪じゃありません（大生保生第258号・大生保生第766号「全面謝罪否定理由」不非開示（全面謝罪する記録欠く理由付け）、等々の○。CW的確示す争い続ける。但し、通院欠く不知主張有。大生支第469号・73号・218号「ケース記録票H20．3 / 31・4 / 1」（公文書類） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、公正職務審査委員会審議結果の本人通知に係る同委員会の審議において、自立支援医療の適用に係る生野区生活支援の行為が障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）に違反していない理由となる異議申立人に関する保有個人情報の開示を求めていると解した。しかし、当該本人通知に係る同委員会の審議においては、異議申立人に対する自立支援医療適用の必要性について判断していないため、該当する個人情報そもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
162	平成27年度 諮問受理第27号	平成27年 5月25日 付け大政第 e - 31号	平成27年 3月30日	〇〇「陳述書」のオペレーター音声データ全部	政策企画室広聴担当	平成27年 4月10日付け大政第 e - 5号 不存在による非開示決定	音声データについては、広聴電話応対業務を本市から受託した業者が録音したものであり、本市は音声データそのものを保有しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 5月 1日	「市民」特定個人の酷評するだけの実証するもの不可欠。 甲第18号証：〇〇「陳述書」の信用性示す根拠欠く。 甲第16号証：〇〇「陳述書」の具体的事実関係示す根拠欠く。 「記憶」による陳述書は、地法公務員法第33条論議要す。 「陳述書」は、本来なら弁護士作成書面の為、公文書には該当しない。但し、市職員作成なら「公文書」（公文書管理条例）の為、条例上「法令に基づく場合」準拠。公開条例第7条・個人情報保護条例第19条 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人に係る仮処分命令申立書の陳述に記載されている音声データを求めるもの」とであると解し、当該音声データは広聴電話応対業務を本市から受託した業者が異議申立人にかかる応対履歴を提出するにあたり、聴き起こし作業に使用するため録音したものであり、該当する保有個人情報をそもそも取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
163	平成27年度 諮問受理第33号	平成27年 6月 4日 付け大浪総第25号	平成27年 4月13日	面接強要等禁止仮処分命令申立事件（平成25．6月～27．1 / 31）の甲第24号証「浪速区」電話記録、来庁記録及び用件具体化示す記録。	浪速区役所総務課	平成27年 4月27日付け大浪総第17号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については、対象期間（平成25年 6月～27年 1月31日）に取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 5月19日	平成27年 7月 1日から、公募区長の就任始まり、区役所の独立性示している元、局長と同例（並例）の区長が、根拠欠いた甲第24号証の申立て行うのは、偽証行為。 地法公務員法第35・38条。 「大阪市職員懲戒処分の指針」「大阪市外国籍住民基本指針」「国連10年」に基づく、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（法律第145号）」等々 関係法令 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、「異議申立人に係る『電話及び来庁に係る対応一覧』を求めるもの」とであると解し、対象の期間には該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
164	平成27年度 諮問受理第34号	平成27年 6月 4日 付け大浪保生第130号	平成27年 3月17日	浪速区生活支援の自立支援医療（精神通院医療）該当する私の情報、又、検討する私の情報、求める。例「レセプト」類、等。	浪速区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 3月30日付け大浪保生第1005号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については作成または取得していないため。	平成27年 5月19日	平成27年 7月 1日から、公募区長の就任始まり、区役所の独立性示している元、局長と同例（並例）の区長が、根拠欠いた甲第24号証の申立て行うのは、偽証行為。 地法公務員法第35・38条。 「大阪市職員懲戒処分の指針」「大阪市外国籍住民基本指針」「国連10年」に基づく、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（法律第145号）」等々 関係法令 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、「異議申立人に係るケース記録票のうち、自立支援医療（精神通院医療）の記録を求めるもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際には存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
165	平成27年度 諮問受理第43号	平成27年 6月24日 付け大市民啓第32号	平成27年 3月30日	大市民第6001号「決定期間延長通知書」明示する大量保有全部求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成27年 4月13日付け大市民啓第7号 開示決定	〇〇課長の保有する請求者に関する記録全部	平成27年 5月25日	大個審第56号：大市民第256号、大個審第72号：大市民第6121号、大市民第6139（6058・6110）号：〇〇弁護士相談記録票、私のレセプト類。 精神障害者に扱っている。 大個審第55・57号、大市民第6167号：〇〇弁護士の回答書。 厚生労働省告示第158号・厚生労働省告示第4号及び福祉のあらまし（冊子） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成22年10月 6日付け大市民第6001号により異議申立人あて開示請求決定期間の延長を通知した『人権室〇〇課長の作成する異議申立人に関する記録全部』を求めているもの」とであると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
166	平成27年度 諮問受理第44号	平成27年 6 月24日 付け大市民啓第34号	平成27年 5 月 1 日	市民局の市民の声No.1410-20063-001-01回答(「面談強要等禁止仮処分命令申立事件」の乙第17号証)は、7行目の相談担当者を実名明らかに分かるもの求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 5 月15日付け大市民啓第14号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 5 月25日	条例違反。平成20年から、今日、「精神障害者」の扱いしている。 厚生労働省告示第158号・厚生労働省告示第 4 号 = 「精神障害者」明示。 答申第272号・332号・345号・381号(審査会) 答申第55号・56号・57号・69号・72号(審議会)「 I C D - 10」示す。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「本市が異議申立人を相手方として平成27年 2 月13日大阪地方裁判所に対して行った仮処分命令申立事件において、異議申立人が提出した乙第17号証『市民の声No.1410-20063-001-01』に記載の『平成24年 1 月 4 日付けで開示した大市民第6121号『自立支援医療適用にかかる行政行為について』の作成者の氏名を求めるもの』であると解し、実施機関は該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
167	平成27年度 諮問受理第45号	平成27年 6 月24日 付け大市民啓第36号	平成27年 5 月 1 日	「是正の措置を講じない」各実施機関の審議会諮問通知書から、条例第47条の調査行った当該資料求める。市民局の分。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 5 月15日付け大市民啓第16号 不存在による非開示決定	上記請求に係る公文書については、そもそも作成又は取得された事実が無く、実際に存在しないため	平成27年 5 月25日	条例違反。平成20年から、今日、「精神障害者」の扱いしている。 厚生労働省告示第158号・厚生労働省告示第 4 号 = 「精神障害者」明示。 答申第272号・332号・345号・381号(審査会) 答申第55号・56号・57号・69号・72号(審議会)「 I C D - 10」示す。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大阪市人権啓発・相談センターが請求者に対して『是正の措置を講じない』旨記載した平成26年 3 月20日付け大市民第6265号審議会諮問通知書を送付している事案に関して、大阪市個人情報保護条例第47条に基づき同センターが行った再調査の資料を求めるもの」であると解し、当該事案に係る再調査申出書の記載内容が不明確であったため、同条例第47条に基づく再調査を行うことができなかったことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
168	平成27年度 諮問受理第46号	平成27年 6 月24日 付け大市民消費第41号	平成27年 5 月 1 日	「是正の措置を講じない」各実施機関の審議会諮問通知書から、条例第47条の調査行った当該資料求める。市民局の分。	大阪市消費者センター	平成27年 5 月15日付け大市民消費第23号 不存在による非開示決定	開示請求に係る上記「条例47条の調査」は行っていないので、開示請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 5 月25日	公益通報の「通報についての連絡」・情報公開審査会の実施機関理由説明書の矛盾示す。 大市民第6137号「○○弁護士相談記録票」示す。 平成21年 2 月 3 日「通報についての連絡」は、市民局総務課○○係長へ提出。 大阪市消費者保護条例第18条「著しく」の釈明は、○○○○職員との逆説逆論である。 ○○職員は、訪問販売の説明している。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大阪市消費者センターが請求者に対して『是正の措置を講じない』旨記載した平成26年 3 月20日付け大市民第5266号、同年 7 月 8 日付け大市民消費第79号及び同日付け大市民消費第81号審議会諮問通知書を送付している事案に関して、大阪市個人情報保護条例第47条に基づき同センターが行った再調査の資料を求めるもの」であると解し、当該事案に係る再調査申出書の記載内容が不明確であったため、同条例第47条に基づく再調査を行うことができなかったことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
169	平成27年度 諮問受理第47号	平成27年 6 月24日 付け大市民第229号	平成27年 5 月 1 日	「是正の措置を講じない」各実施機関の審議会諮問通知書から、条例第47条の調査行った当該資料求める。市民局の分。	市民局総務課（総務グループ）	平成27年 5 月15日付け大市民第98号 不存在による非開示決定	上記請求に係る公文書を、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 5 月25日	条例違反。平成20年から、今日、「精神障害者」の扱いしている。 厚生労働省告示第158号・厚生労働省告示第 4 号 = 「精神障害者」明示。 答申第272号・332号・345号・381号（審査会）答申第55号・56号・57号・69号・72号（審議会）「 I C D - 10」示す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「市民局総務課が請求者に対して『是正の措置を講じない』旨記載した平成26年 3 月20日付け大市民第1640号審議会諮問通知書を送付している事案に関して、大阪市個人情報保護条例第47条に基づき同課が行った再調査の資料を求めるもの」であると解し、当該事案に係る再調査申出書の記載内容が不明確であったため、同条例第47条に基づく再調査を行うことができなかったことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
170	平成27年度 諮問受理第49号	平成27年 6 月24日 付け大市民第233号	平成27年 5 月 1 日	「是正の措置を講じない」各実施機関の審議会諮問通知書から、条例第47条の調査行った当該資料求める。市民局の分。	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課	平成27年 5 月15日付け大市民第96号 不存在による非開示決定	上記請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 5 月25日	条例違反。平成20年から、今日、「精神障害者」の扱いしている。 厚生労働省告示第158号・厚生労働省告示第 4 号 = 「精神障害者」明示。 答申第272号・332号・345号・381号（審査会）答申第55号・56号・57号・69号・72号（審議会）「 I C D - 10」示す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「市民局人権企画課が請求者に対して『是正の措置を講じない』旨記載した平成26年 4 月 8 日付け大市民第 7 号及び平成27年 3 月 6 日付け大市民第942号審議会諮問通知書を送付している事案に関して、大阪市個人情報保護条例第47条に基づき同課が行った再調査の資料を求めるもの」であると解し、当該事案に係る再調査申出書の記載内容が不明確であったため、同条例第47条に基づく再調査を行うことができなかったことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
171	平成27年度 諮問受理第50号	平成27年 6 月24日 付け大生総第78号	平成27年 5 月 1 日	「是正の措置を講じない」各実施機関の審議会諮問通知書から、条例第47条の調査行った当該資料求める。生野区役所の分。	生野区役所総務課	平成27年 5 月15日付け大生総第60号 不存在による非開示決定	請求に係る保有個人情報については作成または取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 5 月25日	条例違反。社発第727号 - 第 7 精神医療取扱要領（厚生労働省告示第 4 号：精神障害者）、社保第87号問15・答、大健福第1916・1918号、社発第246・社保第34号。 私の平成19年12月「レセプト」示す。 答申第55号・57号・69号・72号（審議会）の整合性示すもの欠く。 答申第272号・316号・345号・332号・381号の調査資料類。 （ I C D - 10の見解等） 「無診療診察（医師法第20条）」の他法他施策の活用不可。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「再調査申出にあたって実施機関が調査を行った際の資料類を求めているもの」である解したが、異議申立人に係る再調査申出については、記載内容が不明なため調査を行うことができないものなど、少なくとも詳細な調査を行い、別途の資料を作成する必要があるものは存在せず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報 を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
172	平成27年度 諮問受理第51号	平成27年 6月29日 付け大浪総第33号	平成27年 5月 1日	面談強要禁止仮処分命令申立事件の「申立の趣旨」示すもの浪速区役所「総合企画・保健福祉・生活支援」求める。	浪速区役所総務課	平成27年 5月15日付け大浪総第20号 開示決定	浪速区役所総務課（総合企画）・保健福祉課・保健福祉課（生活支援）に対する対応記録	平成27年 6月 1日	乙第1号証から、乙第201号証の債務者：異議申立人の国・大阪府・大阪市（債権者）等の証拠類全部。 債務者の答弁書・第1回～第16回の主張書面の全部。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、「開示請求書の枠外に『甲24号証具体性示すもの要す。』との記載もあることから、本市が平成27年 2月13日付けで行った仮処分命令申立事件に関して、本市が大阪地方裁判所に提出した甲第24号証を作成するための資料となった『電話及び来庁に係る対応一覧』を求めるもの」とであると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定し、（か）欄に記載の決定を行った。
173	平成27年度 諮問受理第55号	平成27年 6月30日 付け大人事第16号	平成27年 5月 1日	「是正の措置を講じない」各実施機関の審議会諮問通知書から、条例第47条の調査行った当該資料求める。人事室の分。	人事室総務課	平成27年 5月15日付け大人事第 5号 開示決定	部分開示決定通知書（平成25年 3月29日付け大人事第80号）	平成27年 5月26日	職員倫理規則第2条及び第4条(2)。地法公務員法第29条及び33条、並びに38条 ○○○○係長は、答申第272号（答申第332号「11」）の別表の1と2は、「省令レセプト」（法令）に基づく場合（個人情報保護条例第6条及び13条）の為、大個審答申第55・57号示す。 「委員」への先入観与える答申第332号～答申第381号（私の請求関係）は、明白に自立支援医療（精神通院医療）：精神障害者 答申第272号の別表の1示す。 私は、通院欠くのを○○○○○○職員へ再三何度となく申告。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が行った保有個人情報の取扱いに関する再調査の申出について、改正前的大阪市個人情報保護条例第47条第3項の規定に基づき、実施機関において再調査を行い、再調査申出に対する処理内容について『是正の措置を講じない』と大阪市個人情報保護審議会に諮問し、その旨を審議会諮問通知書にて異議申立人に通知した案件において、再調査を行った異議申立人の保有個人情報を求めるもの」とであると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
174	平成27年度 諮問受理第57号	平成27年 6月29日 付け大生保生第321号	平成27年 1月13日	○○診療所の「診療状況について」（回答）扱う「レセプト等」が、障害者自立支援法該当分。（医療担当規定第9条除外する○○CW）大生保生第399号	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 1月22日付け大生保生第1472号 不存在による非開示決定	請求者に係るレセプトに「障害者自立支援法該当」と記載されていないため、請求に係る保有個人情報は作成又は保有しておらず、実際に存在しないため	平成27年 1月30日	障害者自立支援法違反。 答申第272・316・332・345号（審査会）に基づき、大個審答申第55・57・58・60・62・69号は、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」欠いた○○CW個人の6・7追記する社発第727号・社保第117号反する違法示した大健福第6151号「決定書」（社援第2700号）。法的根拠欠く6・7追記する○○CW違法行為否認する生野区長。 大生保生第1446・17（H25. 4 / 4・H26. 4 / 7の2件）・98・108・1110・104（H25. 4 / 25）号「不非開示」件や大生保生第449・499・501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号「不非開示」件等々から、6・7追記事由（理由）欠く。両課「整合性」欠く。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求を「実施機関はレセプト点検で異議申立人が障害者自立支援法（自立支援医療）に該当するとしているから、レセプト等でそのことを明らかにせよ。」との趣旨であると解したが、レセプトは単なる診療報酬明細書であり、「レセプトに障害者自立支援法（自立支援医療）に該当する」等の記載する必要はないし、そのようなレセプト自体が存在せず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
175	平成27年度 諮問受理第58号	平成27年 6 月29日 付け大生保生第 322号	平成27年 1 月13日	大政第 e - 43号「福祉局市民の声12点」(異議申立人の場合)否認する生野区生活支援のH20. 3 / 26「発行(6・7指導)」(障害者自立支援法)は、大生保生第399号「不承認」実施 大個審第69号が福祉局市民の声回答12点否定の為、福祉局争うもの求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年 1 月22日付け大生保生第1474号 不存在による非開示決定	実施機関は、「福祉局市民の声回答12点」について福祉局と争ったことはないので、請求に係る保有個人情報は作成又は保有しておらず、実際に存在しないため	平成27年 1 月30日	障害者自立支援法違反。 答申第272・316・332・345号(審査会)に基づき、大個審答申第55・57・58・60・62・69号は、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」欠いた。C W個人の6・7追記する社発第727号・社保第117号反する違法示した大健福第6151号「決定書」(社援第2700号)。法的根拠欠く6・7追記する。C W違法行為否認する生野区長。大生保生第1446・17(H25. 4 / 4・H26. 4 / 7の2件)・98・108・1110・104(H25. 4 / 25)号「不非開示」件や大生保生第449・499・501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号「不非開示」件等々から、6・7追記事由(理由)欠く。両課「整合性」欠く。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求を「H20. 3 / 26『発行(6・7指導)』(実施機関の行った診療状況照会)は、福祉局市民の声12点を否認している。そのため診療状況照会に対する利用停止請求を行ったが、大生保生第399号で『不承認決定』となった。このことは、福祉局の市民の声に対する回答12点と矛盾する(争う)ものであるから、その個人情報を明らかにせよ。」との趣旨であると解した。 しかし、福祉局が回答した市民の声12点の内容について、生野区役所と福祉局との間に争いはなく、矛盾するものでもない。また、診療状況の照会行為を不適切である指導された事実もないから、そのような個人情報は存在せず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
176	平成27年度 諮問受理第59号	平成27年 6 月29日 付け大生保生第 323号	平成27年 2 月19日	大生保生第399号「不承認」件(大個審答申第69号)扱う私のレセプト求める。(市民の声No.1101-11587-001-01回答)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年 3 月 5 日付け大生保生第1705号 不存在による非開示決定	大生保生第399号による利用停止不承認決定において請求者のレセプトは扱っていないので、請求に係る保有個人情報は作成又は保有しておらず、実際に存在しないため	平成27年 3 月17日	大情審答申第272号「6・7追記する法的根拠欠く理由は、生野区独自」大生支第113号(不)件は、社援保発第0330001号否認する審査会。 調査資料全点は、6・7追記法令否定。保護課・生野区生活支援・市民局・総務局のH20. 3 / 26「C W発行(6・7追記)」件医療担当規定第7条(当時は、6条)主張は、「診療状況について(回答)」作成不要。 「証明書・診断書」(医師の扱える法令書面)不同意指導(生活保護法第50条)出来る為、作成矛盾。又、事実上H20. 3 / 26の医師の守秘義務免除する実施機関指導する。C W。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大生保生第399号による利用停止不承認決定において扱った異議申立人に係るレセプトを求めるもの」であると解したが、当該不承認決定通知は「診療状況照会に対する回答書」の利用停止不承認を決定したものであって、異議申立人に係る「レセプト」に言及しているわけではないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
177	平成27年度 諮問受理第60号	平成27年 6 月29日 付け大生保生第 324号	平成27年 2 月19日	大生保生第825号「理由説明書」(大 個審答申第69号「大生保生第399号 「不承認」理由付が、医師法第20条 違反する医療対策行政指導の回答有 対)の「ケース記録票部分	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成27年 3 月 5 日付け大 生保生第1706号 不存在 による非開示決定	実施機関は、大阪市個人情報保護審 議会に提出した実施機関理由説明書 について「医師法第20条違反する医 療対策行政指導の回答有対」を理由 として作成したことはないので、請 求に係る保有個人情報は作成又は保 有しておらず、実際に存在しないた め	平成27年 3 月17日	大情審答申第272号「6・7追記する法的根拠欠く理由は、生 野区独自」大生支第113号(不)件は、社援保発第0330001号 否認する審査会。調査資料全点は、6・7追記法令否定。 保護課・生野区生活支援・市民局・総務局のH20. 3 / 26 「〇〇CW発行(6・7追記)」件 医療担当規定第7条(当時は、6条)主張は、「診療状況に ついて(回答)」作成不要。 「証明書・診断書」(医師の扱える法令書面)不同意指導 (生活保護法第50条)出来る為、作成矛盾。又、事実上H 20. 3 / 26の医師の守秘義務免除する実施機関指導する〇〇 CW。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の 趣旨を「大生保生第399号による利用停止請求不承認決定に係 る異議申立てに対して実施機関が大阪市個人情報保護審議会 へ提出した大生保生第825号による実施機関理由説明書におい て、その理由付けとして医師法第20条や医療対策課の〇〇医 師に対する行政指導の有無を根拠としているから、その根拠 をケース記録票から特定を求めるもの」であると解したが、 実施機関は当該理由説明書の作成に際し、不承認決定が妥当 であるとする理由として「医師法第20条や医療対策課の〇〇 医師に対する行政指導の有無など」について全く言及してい ないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得し ておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定 を行った。
178	平成27年度 諮問受理第61号	平成27年 6 月29日 付け大生保生第 325号	平成27年 2 月19日	生活保護法第50条「医療担当規定第 9条」の〇〇医師から「治療中断」 通知求める。(疎明資料5点「不非 開示」件)生活保護法第27条「指 導」通知求める。(市民の声 No.0901-11759-001-01回答 答申第 272号)	生野区役所保健福 祉課(生活支援)	平成27年 3 月 5 日付け大 生保生第1707号 不存在 による非開示決定	実施機関は、〇〇医師から「治療中 断」通知を取得しておらず、また生 活保護法第27条に基づく「指導通 知」を〇〇医師に送付したことはな いので、請求に係る保有個人情報は 作成又は保有しておらず、実際に存 在しないため	平成27年 3 月17日	大情審答申第272号「6・7追記する法的根拠欠く理由は、生 野区独自」大生支第113号(不)件は、社援保発第0330001号 否認する審査会。調査資料全点は、6・7追記法令否定。 保護課・生野区生活支援・市民局・総務局のH20. 3 / 26 「〇〇CW発行(6・7追記)」件 医療担当規定第7条(当時は、6条)主張は、「診療状況に ついて(回答)」作成不要。 「証明書・診断書」(医師の扱える法令書面)不同意指導 (生活保護法第50条)出来る為、作成矛盾。又、事実上H 20. 3 / 26の医師の守秘義務免除する実施機関指導する〇〇 CW。 実施機関は(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣 旨を「〇〇医師から取得した『治療中断』通知及び〇〇医師 に送付した生活保護法第27条に基づく『指導』通知を求める もの」であると解したが、「治療中断通知」を〇〇医師から 受領したことはなく、また「指導通知」を〇〇医師に送付し たこともないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又 は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記 載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
179	平成27年度 諮問受理第62号	平成27年 6 月29日 付け大生保生第 326号	平成27年 2 月19日	大生保生第1344号「公開」資料の I C D - 10 (国際疾病分類) 第 5 章精神および行動の障害 (市民の声 No.1001-10150-001-01 H22 . 2 / 9 回答) は、神経症扱う主張から「第 5 章」より私の場合求む。(6 ・ 7 追記する事由)	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成27年 3 月 5 日付け大生保生第1708号 不存在による非開示決定	実施機関は、請求者を「 I C D - 10 (国際疾病分類) 第 5 章精神及び行動の障害に該当する」として、 6 ・ 7 を追記したものではないため、請求に係る保有個人情報は作成又は保有しておらず、実際に存在しないため	平成27年 3 月17日	大情審答申第272号「 6 ・ 7 追記する法的根拠欠く理由は、生野区独自」大生支第113号 (不) 件は、社援保発第0330001号否認する審査会。 調査資料全点は、 6 ・ 7 追記法令否定。保護課・生野区生活支援・市民局・総務局の H20 . 3 / 26 「○○ C W 発行 (6 ・ 7 追記)」件 医療担当規定第 7 条 (当時は、 6 条) 主張は、「診療状況について (回答)」作成不要。 「証明書・診断書」(医師の扱える法令書面) 不同意指導 (生活保護法第50条) 出来る為、作成矛盾。又、事実上 H20 . 3 / 26 の医師の守秘義務免除する実施機関指導する○○ C W。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関は、神経症も自立支援医療に該当すると主張し、大生保生第1344号で I C D - 10 を公開決定していることから、主治医への診療状況照会に際して、異議申立人の病名を I C D - 10 で示された病名を特定しているため、ケース記録票に記載されたものの開示を求めるもの」であると解したが、自立支援医療の適用可否については主治医が判断するものであり、実施機関が「(異議申立人の病名を特定したうえで自立支援医療に) 該当する」と判断して診療状況照会を行ったものではなく、またそのような権限もないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
180	平成27年度 諮問受理第63号	平成27年 6 月29日 付け大生保生第 327号	平成27年 2 月19日	○○ C W の「第 5 章精神及び行動の障害」扱う生活保護法第25条 2 項「 6 ・ 7 追記」要すケース記録票部分求める。 市民の声 No.1101-11587-001-01 (H19 . 10 / 7 「医療要否意見書」主張する過去診) 回答。(第13章)	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成27年 3 月 5 日付け大生保生第1709号 不存在による非開示決定	実施機関は、「第 5 章精神及び行動の障害扱う生活保護法第25条 2 項、 6 ・ 7 追記」などとケース記録票に記載したことはないので、請求に係る保有個人情報は作成又は保有しておらず、実際に存在しないため	平成27年 3 月17日	大情審答申第272号「 6 ・ 7 追記する法的根拠欠く理由は、生野区独自」大生支第113号 (不) 件は、社援保発第0330001号否認する審査会。 調査資料全点は、 6 ・ 7 追記法令否定。保護課・生野区生活支援・市民局・総務局の H20 . 3 / 26 「○○ C W 発行 (6 ・ 7 追記)」件 医療担当規定第 7 条 (当時は、 6 条) 主張は、「診療状況について (回答)」作成不要。 「証明書・診断書」(医師の扱える法令書面) 不同意指導 (生活保護法第50条) 出来る為、作成矛盾。又、事実上 H20 . 3 / 26 の医師の守秘義務免除する実施機関指導する○○ C W。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関は主治医に診療状況照会を行う際、『異議申立人を第 5 章精神及び行動の障害に該当することから、生活保護法第25条 2 項に基づき 6 ・ 7 を追記して主治医に診療状況照会を行う』と記録する必要があるから、そのケース記録票部分の開示を求めるもの」であると解したが、そのような定めは存在しないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
181	平成27年度 諮問受理第64号	平成27年 6 月29日 付け大生保生第 328号	平成27年 2 月19日	平成22年 2 月19日「平成20年 3 月26日の 6・7 追記する行政指導する発行については、現在も通院中かを聞くなどして丁寧さに欠いた謝罪しました」市民の声No.1101-11587-001-01回答する「ケース記録票」部分求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 3 月 5 日付け大生保生第1710号 不存在による非開示決定	実施機関は「平成20年 3 月26日の 6・7 追記する行政指導する発行については、現在も通院中かを聞くなどして丁寧さに欠いた謝罪しました」とケース記録票に記録したことはない、請求に係る保有個人情報は作成又は保有しておらず、実際に存在しないため	平成27年 3 月17日	大情審答申第272号「6・7 追記する法的根拠欠く理由は、生野区独自」大生支第113号（不）件は、社援保発第0330001号否認する審査会。調査資料全点は、6・7 追記法令否定。保護課・生野区生活支援・市民局・総務局のH20．3 / 26「○○CW発行（6・7 追記）」件医療担当規定第7条（当時は、6条）主張は、「診療状況について（回答）」作成不要。 「証明書・診断書」（医師の扱える法令書面）不同意指導（生活保護法第50条）出来る為、作成矛盾。又、事実上H20．3 / 26の医師の守秘義務免除する実施機関指導する○○CW。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が平成20年 3 月26日に『6・7を追記して診療状況照会を行ったこと』について、平成22年 2 月19日に『現在も通院中かどうかを確認したうえで発行するという方法をとらなかった点で丁寧さに欠けたと考え謝罪しました。』と謝罪した事実があり、ケース記録票にその旨を記載すべきであるから、記載した部分の開示を求めるもの」であると解した。 しかしながら、当該事項は特段ケース記録に記載する必要性はないものであり、実際に記載していないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
182	平成27年度 諮問受理第65号	平成27年 6 月29日 付け大生保生第 329号	平成27年 2 月19日	大生保生第470号「不非開示」件（H22．2 / 17）の否認するもの求める。別添「開却（特定不可）」件保有する非開示・非公開を提供欠く補正依頼「却下」目的示す次の大総務第e - 64・e - 108・e - 264号等々有。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 3 月 5 日付け大生保生第1712号 不存在による非開示決定	実施機関は大生支第470号による不存在による非開示決定を否認したことはない、請求に係る保有個人情報は作成又は保有しておらず、実際に存在しないため	平成27年 3 月17日	大情審答申第272号「6・7 追記する法的根拠欠く理由は、生野区独自」大生支第113号（不）件は、社援保発第0330001号否認する審査会。調査資料全点は、6・7 追記法令否定。保護課・生野区生活支援・市民局・総務局のH20．3 / 26「○○CW発行（6・7 追記）」件医療担当規定第7条（当時は、6条）主張は、「診療状況について（回答）」作成不要。 「証明書・診断書」（医師の扱える法令書面）不同意指導（生活保護法第50条）出来る為、作成矛盾。又、事実上H20．3 / 26の医師の守秘義務免除する実施機関指導する○○CW。 実施機関は（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「不存在による非開示決定通知書である大生保生第470号を否認するものを求めるもの」であると解したが、実施機関として当該非開示決定通知書を否認する必要はなく、また実際に否認していないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
183	平成27年度 諮問受理第70号	平成27年 6 月29日 付け大生保生第 334号	平成27年 3 月17日	大生保生第399号「不承認」決定事項時点で、私が○○Dr治療中（通院医療）示すもの求める。 条例第13条「正確かつ最新の状態保持」規定	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 3 月30日付け大生保生第1834号 不存在による非開示決定	大生保生第399号は「平成20年 3 月29日の診療状況照会書（回答書）」に係る利用停止請求に対する平成23年 8 月31日付けの利用停止不承認決定通知書であり、その時点において請求者が通院していたことを把握しておらず、請求に係る保有個人情報は存在しないため	平成27年 4 月13日	答申調査資料の矛盾、並びに、大個審答申第72号「訂正不承認」大生保生第33・640号（自立支援医療の適用指導しました、との実施機関理由説明の実態欠く・＂との市民の声回答書類の実態欠く） 「ICD - 10」（社発第727号 - 第7 精神医療取扱要領の義務違反。同第7 は、実施機関の提出する答申第272号調査資料別表1「市民の声No.0967-10056-001-01回答」（受付：平成21年 4 月20日）示す） 実施機関は（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が平成23年 8 月31日時点で『○○診療所』に通院していたことを示すもの」を求めるものであると解したが、実施機関は当時異議申立人が当該診療所を受診していた事実を把握していなかったため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
184	平成27年度 諮問受理第71号	平成27年 6 月29日 付け大生保生第 335号	平成27年 3 月17日	生活保護法第27条「被保護者」の指示・指導規定。大生保生第1707号「不非開示」件の保有しない理由は、条文誤り、再度、「異議申立人」の27条「通知」求める。(答申第272号調査資料別表 1「市民の声回答」)	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年 3 月30日付け大生保生第1835号 不存在による非開示決定	請求者について、自立支援医療の適用に関して生活保護法第27条に基づく指導通知を発したことはないことから、請求に係る保有個人情報は作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 4 月13日	答申調査資料の矛盾、並びに、大個審答申第72号「訂正不承認」大生保生第33・640号(自立支援医療の適用指導しました、との実施機関理由説明の実態欠く・〃との市民の声回答書類の実態欠く) 「ICD-10」(社発第727号-第7精神医療取扱要領の義務違反。同第7は、実施機関の提出する答申第272号調査資料別表 1「市民の声No.0967-10056-001-01回答」(受付:平成21年 4 月20日)示す) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求は異議申立人に対して生活保護法第27条に基づく指導通知を発したか否かという請求趣旨であると解したが、同法第27条に基づく指導通知は日常的に発するような類のものではなく、請求者に係る自立支援医療の適用指導に関しても通知を発した事実はないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。 なお、異議申立人に関しては、生野区から転出する際に、家庭訪問を受け入れるよう同法第27条に基づく指導通知を発しているが、本件請求はあくまで答申第272号に関係するものと読み取れるため、対象外としたものである。
185	平成27年度 諮問受理第72号	平成27年 6 月29日 付け大生保生第 336号	平成27年 4 月13日	面談強要等禁止仮処分命令申立事件の甲第14号証:〇〇「陳述書」P.7(3)平成23年度以前は、「市民の声」制度や来訪による苦情が非常に多くあり、平成21年度には、160件を超える市民の声がありました。来訪したときは、7時間以上に渡って自説を繰り返し主張し、職員を非難し続けたこともあります。以下も「面談・来訪」主張。以上の私の記録求める。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年 4 月27日付け大生保生第72号 不存在による非開示決定	「7時間以上に渡って自説を繰り返し主張(略)」のくだりについては、当時対応した職員の記憶に基づくものであり、請求者の面談内容について全てを記録していたわけではないことから、請求に係る保有個人情報については作成または取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 5 月 1 日	「自説」は、まさに生野区生活支援。「通院欠く他法他施策の活用」は、自説他ない。 こころの健康センターホームページ、「社発第727号」(答申第272号の調査資料別表 1・別表 2)乙第 4 号証・乙第 7 号証、乙第第 2 号証の「精神障害者」(精神保健福祉法第 5 条:定義) 7 時以上は、開館～閉館のほぼ終日が実際に有り得ず、私の体調から無理。 市民の声No.1067-10097-001-01回答(乙第73号証)・市民の声No.1101-10095-001-01回答(乙第76号証)、乙第17号証:市民の声No.1020-20030-001回答・1001-1225-001-01・1001-11227-001-01回答、等の平成22年 5 月11日「発行は、不適切(不要)」必要はない見解共有化。乙第10号証示し、「社援発第72号」不当行(私は「可」否定・「該当」否認する保護課)行断言する。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「面談強要等禁止仮処分申立事件に関する〇〇課長代理(当時)の陳述書の記載にある『7時間以上に渡って(略)』部分について、その根拠となる記録等を求めたもの」であると解したが、陳述書の当該記載は当時対応した職員の記憶に基づくものであって、特段記録を残していなかったため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
186	平成27年度 諮問受理第73号	平成27年 6 月29日 付け大生保生第 337号	平成27年 4 月13日	「決定書」大生総第256号・大生保生第1833号 - 第3 - イ - (イ)「福祉局が確認した内容の記録」と(ウ)「人権相談に係る弁護士相談制度を異議申立人が利用した際の弁護士相談記録票に記載された異議申立人の相談に対する弁護士の見解、求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 4 月27日付け大生保生第73号 不存在による非開示決定	大生総第256号・大生保生第1833号「決定書」は、複数所属に係る案件を一括して答申している大個審答申第72号に係る決定書であって、当該決定書中第3 - 1 - (3) - イの記載内容は答申第72号から引用したものであるが、当該部分は複数所属に係る記載内容が入り混じったものであり。本件請求にある「弁護士の見解」は実施機関の案件に係るものではない。したがって、本件請求に係る保有個人情報は作成または取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 5 月 1 日	「自説」は、まさに生野区生活支援。「通院欠く他法他施策の活用」は、自説他ない。 こころの健康センターホームページ、「社発第727号」（答申第272号の調査資料別表 1・別表 2）乙第 4 号証・乙第 7 号証、乙第第 2 号証の「精神障害者」（精神保健福祉法第 5 条：定義） 7 時以上は、開館～閉館のほぼ終日が実際に有り得ず、私の体調から無理。 市民の声No.1067-10097-001-01回答（乙第73号証）・市民の声No.1101-10095-001-01回答（乙第76号証）、乙第17号証：市民の声No.1020-20030-001回答・1001-1225-001-01・1001-11227-001-01回答、等の平成22年 5 月11日「発行は、不適切（不要）」必要はない見解共有化。乙第10号証示し、「社援発第72号」不当行（私は「可」否定・「該当」否認する保護課）行断言する。 (え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求にある「弁護士の見解」部分は生野区の案件に係るものではないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
187	平成27年度 諮問受理第74号	平成27年 6 月29日 付け大生保生第 338号	平成27年 5 月 1 日	「是正の措置を講じない」各実施機関の審議会諮問通知書から、条例第47条の調査行った当該資料求める。生野区役所の分。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 5 月15日付け大生保生第106号 不存在による非開示決定	請求に係る保有個人情報については作成または取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 5 月25日	条例違反。社発第727号 - 第 7 精神医療取扱要領（厚生労働省告示第 4 号：精神障害者）、社保第87号問15・答、大健福第1916・1918号、社発第246・社保第34号。 私の平成19年12月「レセプト」示す。 答申第55号・57号・69号・72号（審議会）の整合性示すもの欠く。 答申第272号・316号・345号・332号・381号の調査資料類。 (I C D - 10の見解等) 「無診療診察（医師法第20条）」の他法他施策の活用不可。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「再調査申出にあたって実施機関が調査を行った際の資料類を求めているもの」であると解したが、異議申立人に係る再調査申出については、記載内容が不明なため調査を行うことができないものなど、少なくとも詳細な調査を行い、別途の資料を作成する必要があるものは存在せず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
188	平成27年度 諮問受理第82号	平成27年 7 月13日 付け大総務第88号	平成27年 5 月14日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者の乙第87号証の開示決定通知書、求める。	総務局総務課（総務グループ）	平成27年 5 月28日付け大総務第48号 不存在による非開示決定	当該個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため	平成27年 6 月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の乙第 1 号証から、乙第201号証の合部示す。 大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の答弁書及び第 2 回主張書面から、第16 回主張書面、陳述書類の全部示す。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「本市が平成27年 2 月13日付けで行った仮処分命令申立事件に関して、債務者が乙第87号証として大阪地方裁判所に提出した開示請求書に係る決定通知書を求めるもの」であると解したが、乙第87号証に係る開示請求は、本人がこれを取り下げたため、開示決定等は行っておらず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
189	平成27年度 諮問受理第85号	平成27年 7 月15日 付け大総務第 e - 99号	平成27年 5 月14日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者の乙第94号証の開示決定通知書、求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成27年 5 月28日付け大総務第 e - 24号 不存在による非開示決定	当該個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため	平成27年 6 月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の乙第 1 号証から、乙第201号証の合部示す。 大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の答弁書及び第 2 回主張書面から、第16 回主張書面、陳述書類の全部示す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「本市が平成27年 2 月13日付けで行った仮処分命令申立事件に関して、債務者が乙第94号証として大阪地方裁判所に提出した開示請求書に係る決定通知書を求めるもの」であると解したが、実施機関は、本件請求時点において当該開示請求に対する開示決定等を行っておらず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
190	平成27年度 諮問受理第95号	平成27年 7 月28日 付け大福祉第1532号	平成27年 4 月13日	面談強要等禁止仮処分申立事件の甲第15号証：○○「陳述書」 ・ 3 本市の対応(1)概要 、 記録全部求める。 ・ 3 本市の対応(2)具体的なやり取り、 の記録全部求める。 ・ P . 10の 平成26年11月17日の事実関係の記録求める。	福祉局総務課	平成27年 5 月27日付け大福祉第664号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 6 月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の乙第 1 号証から、乙第201号証の合部示す。 大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の答弁書及び第 2 回主張書面から、第16 回主張書面、陳述書類の全部示す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「面談強要等仮処分命令申立事件にかかり、○○職員が提出した陳述書の記載内容の根拠を求めるもの」であると解し、陳述書の一部の記載については根拠となる資料をそもそも作成していないことから、（か）欄に記載の決定を行った。なお、当該請求に対しては、記載内容の根拠となる資料が存在する部分もあることから、当該部分については、平成27年 5 月27日付け大福祉第663号により開示決定を行っている。
191	平成27年度 諮問受理第96号	平成27年 7 月28日 付け大福祉第1534号	平成27年 5 月14日	面談強要等禁止仮処分命令申立事件の債務者の第 8 回主張書と乙第93号証の開示決定通知書、求める。	福祉局総務課	平成27年 5 月26日付け大福祉第610号 不存在による非開示決定	乙第93号証の平成27年 4 月13日付け開示請求については決定期間を延長しており、現時点で決定を行っていないことから、当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 6 月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の乙第 1 号証から、乙第201号証の合部示す。 大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の答弁書及び第 2 回主張書面から、第16 回主張書面、陳述書類の全部示す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「本市が平成27年 2 月13日付けで行った仮処分命令申立事件に関して、債務者が乙第93号証として大阪地方裁判所に提出した開示請求書に係る開示決定通知書を求めるもの」であると解したが、実施機関は、本件請求時点において当該開示請求に対する開示決定等を行っておらず、該当する保有個人情報を作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報 を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
192	平成27年度 諮問受理第98号	平成27年 7 月30日 付け大政第 e - 125号	平成27年 5 月14日	面談強要等禁止仮処分命令申立事件の債務者の乙第87号証・乙第92号証の開示決定通知書、求める。	政策企画室広聴担当	平成27年 5 月26日付け大政第 e - 33号 開示決定	乙第87号証の開示決定通知書 乙第92号証の開示決定通知書	平成27年 7 月17日	大政第 e - 43号「開示事案（市民の声回答類）」の矛盾：面談強要等仮処分命令申立事件平成27年（ヨ）第○号の乙第 1 号証から乙第201号証。I C D - 10矛盾示す。 他法受診中の被保護者：疎明資料の回答類欠く。 私は、「自立支援医療の適用できないか」他法他施策の活用する照会（指導）を実施されていて、疎明資料 P . 907の真逆示す：違法行為明白。 甲第17号証：○○「陳述書」（平成27年（ヨ）第○号） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「本市が平成27年 2 月13日付けで行った仮処分命令申立事件に関して、債務者が乙第87号証及び第92号証として大阪地方裁判所に提出した開示請求書に係る決定通知書を求めるもの」とであると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
193	平成27年度 諮問受理第99号	平成27年 7 月30日 付け大政第 e - 125号	平成27年 6 月10日	政策企画室広聴・生野区役所総務課・生活支援・市民局・福祉局 平成21年度の市民の声請求分。 供覧・回答書を除外する。	政策企画室広聴担当	平成27年 6 月23日付け大政第 e - 78号 開示決定	開示請求者に係る市民の声（平成21年度分）のうち当時情報公開室が受け付けた情報公開室・生野区役所（総務課・生活支援）・市民局・福祉局を所管部署とするもの	平成27年 7 月17日	大政第 e - 43号「開示事案（市民の声回答類）」の矛盾：面談強要等仮処分命令申立事件平成27年（ヨ）第○号の乙第 1 号証から乙第201号証。I C D - 10矛盾示す。 他法受診中の被保護者：疎明資料の回答類欠く。 私は、「自立支援医療の適用できないか」他法他施策の活用する照会（指導）を実施されていて、疎明資料 P . 907の真逆示す：違法行為明白。 甲第17号証：○○「陳述書」（平成27年（ヨ）第○号） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人に係る市民の声（平成21年度分）のうち情報公開室（当時）が受け付けた情報公開室・生野区役所（総務課・生活支援）・市民局・福祉局を所管部署とするもの」とであると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
194	平成27年度 諮問受理第105号	平成27年 8 月 7 日 付け大総務第 e - 125号	平成27年 4 月13日	面談強要等禁止仮処分命令申立事件の甲第16号証：○○「陳述書」の第 4 の P . 5 ～ P 10、第 5 の P . 10 ～ 12、第 6 の P . 12 ～ 16、 P . 17 ・ 18 ・ 19、等々の第 7 最後に、至るまでの個人情報の記録一式求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成27年 5 月27日付け大総務第 e - 22号 開示決定	平成27年 2 月13日付け仮処分命令申立事件に関して本市が提出した甲第16号証のうち、 5 頁から20頁までの根拠となった請求者に係る個人情報	平成27年 7 月 9 日	面談強要等仮処分申立事件の乙第 1 号証から、乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書から、第 2 回主張書面より、第16回主張書面まで全部。 法律の整合性 大情審答申第272・293・294・299・315・316・332・336・345・381号 面談強要等仮処分申立事件の甲第 3 号証・甲第14号証の資料の 1 ・ 2 ・ 3 ・ 甲第16号証の資料全部・甲第17号証の資料全部・甲第22号証の資料全部・甲第15号証の資料全部。 個人情報の正確性：自立支援医療制度の概要等国の公開。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「本市が平成27年 2 月13日付けで行った仮処分命令申立事件に関して、本市が大阪地方裁判所に提出した甲第16号証の○○課長代理の陳述書の記載の基となった請求者に関する保有個人情報を求めるもの」とであると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
195	平成27年度 諮問受理第106号	平成27年 8 月 7 日 付け大総務第 e - 126号	平成27年 5 月14日	面談強要等禁止仮処分命令申立事件の債務者の第 8 回主張書と乙第87号証の開示決定通知書、求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成27年 5 月28日付け大総務第 e - 23号 開示決定	第 8 回主張書面（大阪地方裁判所平成27年 5 月 1 日受付） 開示決定通知書（平成27年 4 月13日付け大総務第 e - 5 号）	平成27年 7 月 9 日	面談強要等仮処分申立事件の乙第 1 号証から、乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書から、第 2 回主張書面より、第16回主張書面まで全部。 法律の整合性 大情審答申第272・293・294・299・315・316・332・336・345・381号 面談強要等仮処分申立事件の甲第 3 号証・甲第14号証の資料の 1・2・3・甲第16号証の資料全部・甲第17号証の資料全部・甲第22号証の資料全部・甲第15号証の資料全部。 個人情報の正確性：自立支援医療制度の概要等国の公開。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「本市が平成27年 2 月13日付けで行った仮処分命令申立事件に関して、債務者が大阪地方裁判所に提出した第 8 回主張書面（大阪地方裁判所平成27年 5 月 1 日受付）及び債務者が乙第87号証として大阪地方裁判所に提出した開示請求書に係る決定通知書を求めるもの」とであると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
196	平成27年度 諮問受理第107号	平成27年 8 月 7 日 付け大総務第 e - 127号	平成27年 5 月 1 日	「陳述書」は、弁護士作成書面だが、本市は、大総務第 e - 5 号「甲第16号証陳述書（第 1 及び第 2 を除く）」為、陳述書の第 4 の P . 5 ～ 9 ・第 5 の P . 10 ～12までの事実関係示す備忘録等の具体性示す記録求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成27年 6 月15日付け大総務第 e - 75号 開示決定	平成27年 2 月13日付け仮処分命令申立事件に関して本市が提出した甲第16号証のうち、第 4 及び第 5 の根拠となった請求者に係る個人情報	平成27年 7 月 9 日	面談強要等仮処分申立事件の乙第 1 号証から、乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書から、第 2 回主張書面より、第16回主張書面まで全部。 法律の整合性 大情審答申第272・293・294・299・315・316・332・336・345・381号 面談強要等仮処分申立事件の甲第 3 号証・甲第14号証の資料の 1・2・3・甲第16号証の資料全部・甲第17号証の資料全部・甲第22号証の資料全部・甲第15号証の資料全部。 個人情報の正確性：自立支援医療制度の概要等国の公開。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「本市が平成27年 2 月13日付けで行った仮処分命令申立事件に関して、本市が大阪地方裁判所に提出した甲第16号証の○○課長代理の陳述書の記載の基となった請求者に関する保有個人情報を求めるもの」とであると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
197	平成27年度 諮問受理第108号	平成27年 8 月 7 日 付け大健こ第173号	平成27年 5 月20日	こころの健康センターは、甲第 1 ・ 2 ・ 23 ・ 24号証の内、「 I C D - 10」適切示す生野区役所の説明示すもの抜粋求める。（特記事項の点）個人情報保護条例解釈運用手引：第 85（69条関係）の「苦情の処理」不要との否定するもの。	健康局こころの健康センター	平成27年 6 月 2 日付け大健こ第74号 不存在による非開示決定	当該情報を記録した保有個人情報については、保有しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 6 月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の乙第 1 号証から、乙第201号証の合部示す。 大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の答弁書及び第 2 回主張書面から、第16回主張書面、陳述書類の全部示す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「生野区役所が説明した I C D - 10に関する事項が適切であることを示す保有個人情報及び個人情報保護条例第69条において、苦情の申出があった場合にその処理が不要であることを示した保有個人情報の開示」を求めるものであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報 を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
198	平成27年度 諮問受理第109号	平成27年 8 月 7 日 付け大浪総第46号	平成27年 6 月 1 日	大浪総第20号の開示する際(5 / 29 P M 2 : 50 ~) の。係長・。係員は、書面上の説明拒否を総務局の指示指導(電話確認) 主張 : 申立の趣旨及び理由の指示文書求める。又、指導通知書等求める。	浪速区役所総務課	平成27年 6 月15日付け大浪総第32号 不存在による非開示決定	請求された保有個人情報については、取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 7 月 9 日	面談強要等仮処分申立事件の乙第 1 号証から、乙第201号証及び債務者(異議申立人) の答弁書から、第 2 回主張書面より、第16回主張書面まで全部。 法律の整合性 大情審答申第272・293・294・299・315・316・332・336・345・381号 面談強要等仮処分申立事件の甲第 3 号証・甲第14号証の資料の 1・2・3・甲第16号証の資料全部・甲第17号証の資料全部・甲第22号証の資料全部・甲第15号証の資料全部。 個人情報の正確性 : 自立支援医療制度の概要等国の公開。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、「本市が平成27年 2 月13日付けで行った仮処分命令申立事件に係る仮処分命令申立書作成に関する指示文書、並びに総務局からの対応指示文書を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際には存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
199	平成27年度 諮問受理第113号	平成27年 8 月17日 付け大福祉第1818号	平成27年 3 月30日	。。「陳述書」の呼ばれた理由示すもの	福祉局総務課	平成27年 4 月13日付け大福祉第140号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 5 月 1 日	甲第18号証 : 。。「陳述書」の信用性示す根拠欠く。 甲第16号証 : 。。「陳述書」の具体的事実関係示す根拠欠く。 「記憶」による陳述書は、地法公務員法第33条議論要す。 「陳述書」は、本来なら弁護士作成書面の為、公文書には該当しない。 但し、市職員作成なら「公文書」(公文書管理条例) の為、条例上「法令に基づく場合」準拠。公開条例第 7 条・個人情報保護条例第19条 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「面談強要等仮処分命令申立事件にかかり、。職員が提出した陳述書の 3 本市の対応(2)具体的なやり取り 平成26年11月17日相手方から市役所 1 階への呼び出しの部分の記載について、その呼び出し理由がわかる記録等の資料を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
200	平成27年度 諮問受理第114号	平成27年 8 月17日 付け大福祉第1820号	平成27年 5 月14日	答申第345号(審査会) の論難示すもの求める。 実施機関の主張に基づく答申上明示有 → 答申第345号 - 第 5 (3 頁) の上から16行目「論難」明示。	福祉局総務課	平成27年 5 月26日付け大福祉第611号 開示決定	平成24年12月10日付大福祉第3188号による公開決定に対する平成25年 2 月 5 日付け不服申立書	平成27年 7 月22日	答申第272号の別表の 2 : 保護課の提出分 : 出典からは、全否定する。職員 (大健福第6054・1098号の人事担当の調査資料 本人作成。 職員の偽証。(疎明資料) 乙第 1 号証から乙第201号証の全点。 公文書の管理が悪い。 疎明資料 : 第 2 章 - 第 9 - 2 (P . 907) の「他法受診中の被保護者の照会」 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大情審答申第345号第 5 の 5 に記載されている『論難』の根拠を求めるもの」であると解し、(き) 欄に記載の保有個人情報を特定して、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
201	平成27年度 諮問受理第115号	平成27年 8月17日 付け大福祉第1822号	平成27年 5月20日	大個審答申第72号の「見解・評価・判断」した私の分示すもの。 福祉局は、条例第69条「苦情の処理」拒否する為、条例手引：第85（69条関係）の「苦情」否認するもの求める。	福祉局総務課・保護課	平成27年 5月29日付け大福祉第670号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 6月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の乙第1号証から、乙第201号証の合部示す。 大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の答弁書及び第2回主張書面から、第16回主張書面、陳述書類の全部示す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大個審答申第72号第3の3(1)に記載されている『見解・評価・判断』の根拠を求めるもの、また、大阪市個人情報保護条例運用解釈の手引き第85苦情の処理に関する規定を福祉局が否認する資料を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
202	平成27年度 諮問受理第119号	平成27年 8月17日 付け大福祉第1807号	平成25年10月16日	大健福第4090号は、大福祉第1531号「理由説明書」が、大健福第4419号「理由説明書」矛盾。又、大福祉第1999号相違の為に、不服申立て実施欠く為、再請求の上、不服申立て実施する。大健福第4419号合致求む。	福祉局保護課	平成25年10月30日付け大福祉第2631号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成25年12月 3日	処分の取り消しを求める。個人情報（異議申立人情報）の整合性計れず、矛盾だらけ続く行政機関の「場当たり」対応具現化断定。 「個人情報」保護されず、異議申立人の情報共有欠如。 大福祉第4869号「決定書」・大生保生第161号「決定書」の「精神通院医療適用確認調書」記述ある。 但し、実質様式は、「レセプト内容点検」示しており、「無診療」は、様式適応不可。異議申立人は、「無診療」である。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大健福第4419号実施機関理由説明書による説明とその他の実施機関理由説明書による説明が合致する資料を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
203	平成27年度 諮問受理第120号	平成27年 8月17日 付け大福祉第1808号	平成25年11月11日	大福祉第3375号は「不承認」決定の理由点＝条例第6～13条の表記するのは、「個人情報」正確かつ最新の状態を取り扱う個人情報（異議申立人）「大健福第1098号」（レセプト発行）のレセプト基づく発行する為、該当「レセプト」求める。	福祉局保護課	平成25年11月25日付け大福祉第2929号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成25年12月 3日	処分の取り消しを求める。個人情報（異議申立人情報）の整合性計れず、矛盾だらけ続く行政機関の「場当たり」対応具現化断定。 「個人情報」保護されず、異議申立人の情報共有欠如。 大福祉第4869号「決定書」・大生保生第161号「決定書」の「精神通院医療適用確認調書」記述ある。 但し、実質様式は、「レセプト内容点検」示しており、「無診療」は、様式適応不可。異議申立人は、「無診療」である。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成23年 6月 3日付大健福1098号で開示決定した『生活保護職員の発言に対する事実確認について』の文書に記載する事務手続きに則って発行されたレセプトを求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
204	平成27年度 諮問受理第123号	平成27年 8月21日 付け大浪保生第407号	平成27年 5月14日	浪速区生活支援の持つ「ケース記録票」の内、はり治療の施術券の有・無を生野区生活支援担当（〇〇職員）に確認した記録部分。	浪速区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 5月28日付け大浪保生第121号 開示決定	浪速区生活支援の持つ「ケース記録票」の内、はり治療の施術券の有・無を生野区生活支援担当（〇〇職員）に確認した記録部分。	平成27年 7月22日	事実の隠ぺい行為。当該施術券の提出を補記欠いている。偽証。 浪速区生活支援へ提出している「はり・きゅう施術券」（略）12点：〇〇院、〇〇院のもの。 〇〇科のレセプト：同意書の明記。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を、「異議申立人に係るケース記録票のうち、はりきゅうの治療の有無を生野区役所生活支援担当と確認した部分を求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定し、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
205	平成27年度 諮問受理第130号	平成27年 8 月28日 付け大福祉第1984号	平成27年 6 月10日	福祉局平成21年度の市民の声請求分。 供覧・回答書を除外する。	福祉局総務課	平成27年 6 月24日付け大福祉第1072号 開示決定	市民の声請求一覧（平成21年度健康福祉局受付分）	平成27年 7 月22日	答申第272号の別表の2：保護課の提出分：出典からは、全否定する。○職員（大健福第6054・1098号の人事担当の調査資料 本人作成。 職員の偽証。（疎明資料） 乙第1号証から乙第201号証の全点。 公文書の管理が悪い。 疎明資料：第2章 - 第9 - 2（P.907）の「他法受診中の被保護者の照会」 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「請求人が平成21年度に請求した市民の声の内容がわかる資料を求めるもの」とであると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
206	平成27年度 諮問受理第132号	平成27年 8 月26日 付け大生保生第582号	平成27年 5 月14日	私が、「自立支援医療（精神通院医療）」の申請したとするもの、分かるもの。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 5 月28日付け大生保生第170号 不存在による非開示決定	請求者は「自立支援医療（精神通院医療）」の適用申請を行っていないことから、請求に係る保有個人情報については作成または取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 6 月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の乙第1号証から、乙第201号証の合部示す。 大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の答弁書及び第2回主張書面から、第16回主張書面、陳述書類の全部示す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が『自立支援医療（精神通院医療）』の申請をしたことがわかるものを求めるもの」と解したが、異議申立人については自立支援医療の適用指導を行った結果、申請は見合わせることにしたため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
207	平成27年度 諮問受理第133号	平成27年 8 月26日 付け大生保生第583号	平成27年 5 月14日	面談強要等仮処分申立事件の債務者の第8回主張書と乙第87号証の開示決定通知書、求める。（決定書の明示的確性示す様求む）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 5 月26日付け大生保生第159号 不存在による非開示決定	乙第87号証に係る開示請求書については平成27年 4 月13日付けで取り下げられたため開示決定を行っていないことから、請求に係る保有個人情報については作成または取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 6 月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の乙第1号証から、乙第201号証の合部示す。 大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の答弁書及び第2回主張書面から、第16回主張書面、陳述書類の全部示す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「面談等禁止仮処分申請に係る乙第87号証についての開示決定通知書を求めているもの」と解したが、乙第87号証に係る開示請求は、本人がこれを取り下げたため、開示決定等は行っておらず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
208	平成27年度 諮問受理第134号	平成27年 8 月26日 付け大生保生第584号	平成27年 5 月25日	大生保生第148・149号は、答申第272号の別表1の市民の声No.0967-10056-001-01回答：第7精神通院医療取扱要領（厚生労働省告示第4号：精神障害者）扱う6・7追記理由示す為、私のレセプト等の決定欠いては、発行事由欠くが、発行事由の私の分求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 6 月2日付け大生保生第199号 不存在による非開示決定	大生保生第148号及び149号については大阪市個人情報保護条例第23条第2項に基づいて決定したものであり、同条例に請求者の個人情報が含まれていないことは明らかであることから、請求に係る保有個人情報については作成または取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 6 月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の乙第1号証から、乙第201号証の合部示す。 大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の答弁書及び第2回主張書面から、第16回主張書面、陳述書類の全部示す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大生保生第148号及び第149号による保有個人情報開示請求却下決定を行う理由を求めるもの」とであると解したが当該保有個人情報開示請求却下決定は、大阪市個人情報保護条例第23条第2項に基づくものであって、当該条例に異議申立人の個人情報が含まれないことは明らかであることから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
209	平成27年度 諮問受理第137号	平成27年 9 月 1 日 付け大生保生第 610号	平成27年 7 月10日	大情審答申第381号の大生保生第579号「不存在」非公開事案・大生保生第579・684号「不存在」事案は、大個審答申第69号：大生保生第399号事案の扱い欠く為、相当な理由。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 7 月23日付け大生保生第460号 不存在による非開示決定	大生保生第579号及び684号による不存在による非公開決定にあたり、大生保生第399号に関する内容を公文書として特定しなかった理由を記載したものは作成していないため	平成27年 7 月29日	「レセプト」等保有（私の分）から、照会基準を該当しない、「他法活用検討依頼通知」対象外より、該当しない6・7追記矛盾。（不法行為） ケース記録票H20．4 / 1 部分、公益通報：通知書 A、等。 大生保生第113号「照会する法的根拠」欠く不存在による非公開決定事項：答申第272号（先例答申）とうり。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求本件請求の趣旨を「大情審答申第381号で原決定が妥当であるとされた大生保生第579号及び684号による不存在による非公開決定について、大個審答申第69号で原決定が妥当であるとされた大生保生第399号による利用停止不承認決定をなぜ特定しなかったのかわかる理由が記載されているもの」であると解したが、実施機関は当該不承認決定を特定しなかった理由を特に作成していないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
210	平成27年度 諮問受理第138号	平成27年 9 月 1 日 付け大生保生第 611号	平成27年 7 月10日	自立支援医療制度の概要（国のHP）より、私の障害者示す：甲第14号証の資料の2該当するものを分けるもの「障害者」（大生保生第399号：大個審第69号）扱うもの求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 7 月23日付け大生保生第461号 不存在による非開示決定	実施機関は請求者を「障害者」であると認定した事実はないことから、請求に係る保有個人情報は作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 7 月29日	「レセプト」等保有（私の分）から、照会基準を該当しない、「他法活用検討依頼通知」対象外より、該当しない6・7追記矛盾。（不法行為） ケース記録票H20．4 / 1 部分、公益通報：通知書 A、等。 大生保生第113号「照会する法的根拠」欠く不存在による非公開決定事項：答申第272号（先例答申）とうり。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が障害者であるとわかるものを求めているもの」と解したが、実施機関が異議申立人を障害者であると認定した事実そのものがないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
211	平成27年度 諮問受理第139号	平成27年 9 月 1 日 付け大生保生第 612号	平成27年 5 月20日	【補正前】 大個審答申第69・72号の「見解・評価・判断」の私の分示すもの。 生野区役所は、「精神障害者」（答申第272号別表 1 類・答申第316号資料）示すもの求める。又、区の権限示すもの。 【補正後】 私の「精神障害者」示すレセプトを求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 6 月11日付け大生保生第231号 不存在による非開示決定	実施機関は、レセプトから請求者を「精神障害者」と断定していないことから、請求に係る保有個人情報は作成又は保有しておらず、実際に存在しないため	平成27年 7 月 9 日	面談強要等仮処分申立事件の乙第 1 号証から、乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書から、第 2 回主張書面より、第16回主張書面まで全部。 法律の整合性 大情審答申第272・293・294・299・315・316・332・336・345・381号 面談強要等仮処分申立事件の甲第 3 号証・甲第14号証の資料の 1・2・3・甲第16号証の資料全部・甲第17号証の資料全部・甲第22号証の資料全部・甲第15号証の資料全部。 個人情報の正確性：自立支援医療制度の概要等国の公開。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が『精神障害者』であること示すレセプトを求めるもの」と解したが、実施機関は、レセプト等を根拠として異議申立人を「精神障害者」とであると判断した事実はないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
212	平成27年度 諮問受理第141号	平成27年 9 月 1 日 付け大総務監第36号	平成27年 5 月 1 日	「是正の措置を講じない」各実施機関の審議会諮問通知書から、条例第47条の調査行った当該資料求める。総務局の分。	総務局監察課	平成27年 5 月20日付け大総務監第 9 号 開示決定	○ 公益通報報告書（第 3 号様式）（第23 - 01 - 91号） 他16点	平成27年 7 月 9 日	面談強要等仮処分申立事件の乙第 1 号証から、乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書から、第 2 回主張書面より、第16回主張書面まで全部。 法律の整合性 大情審答申第272・293・294・299・315・316・332・336・345・381号 面談強要等仮処分申立事件の甲第 3 号証・甲第14号証の資料の 1・2・3・甲第16号証の資料全部・甲第17号証の資料全部・甲第22号証の資料全部・甲第15号証の資料全部。 個人情報の正確性：自立支援医療制度の概要等国の公開。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が行った保有個人情報の取扱いに関する再調査の申出について、改正前的大阪市個人情報保護条例第47条第 3 項の規定に基づき、実施機関において再調査を行い、再調査申出に対する処理内容について『是正の措置を講じない』と大阪市個人情報保護審議会に諮問し、その旨を審議会諮問通知書にて異議申立人に通知した案件において、再調査を行った異議申立人の保有個人情報を求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
213	平成27年度 諮問受理第149号	平成27年 9 月17日 付け大福祉第2228号	平成27年 5 月25日	福祉局（当時、健康福祉局の人事勤務担当の市民の声No.1001-10653-001-01回答書（H22．4 / 5）求む。	福祉局総務課（人事・勤務条件グループ）	平成27年 6 月 8 日付け大福祉第783号 開示決定	平成22年 4 月 5 日付市民の声回答（No.1001-10653-001-01）	平成27年 7 月22日	答申第272号の別表の 2：保護課の提出分：出典からは、全否定する○○職員（大健福第6054・1098号の人事担当の調査資料 本人作成。 職員の偽証。（疎明資料） 乙第 1 号証から乙第201号証の全点。 公文書の管理が悪い。 疎明資料：第 2 章 - 第 9 - 2（P．907）の「他法受診中の被保護者の照会」 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「市民の声（No.1001-10653-001-01）に対する平成22年 4 月 5 日付けの回答書求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
214	平成27年度 諮問受理第150号	平成27年 9 月17日 付け大福祉第2230号	平成27年 5 月25日	福祉局（当時、健康福祉局の人事勤務担当の市民の声No.1001-10653-001-01回答書（H22．4 / 5）の回答上の、「平成22年 3 月24日、人権室：○○課長が過去の市民の声のコピーを生活保護担当：○○課長代理に渡され、○○課長代理から提供を受けました」○○回答の市民の声のコピー求む。	福祉局総務課（人事・勤務条件グループ）	平成27年 6 月 8 日付け大福祉第784号 不存在による非開示決定	当該市民の声のコピーを特定することが可能な当時の記録がなく、実際に提供を受けた市民の声のコピーは廃棄しており、実際に存在しないため。	平成27年 7 月 9 日	面談強要等仮処分申立事件の乙第 1 号証から、乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書から、第 2 回主張書面より、第16回主張書面まで全部。 法律の整合性 大情審答申第272・293・294・299・315・316・332・336・345・381号 面談強要等仮処分申立事件の甲第 3 号証・甲第14号証の資料の 1・2・3・甲第16号証の資料全部・甲第17号証の資料全部・甲第22号証の資料全部・甲第15号証の資料全部。 個人情報の正確性：自立支援医療制度の概要等国の公開。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「市民の声（No.1001-10653-001-01）に対する平成22年 4 月 5 日付けの回答書に記載されている市民の声のコピーを求めるもの」であると解し、回答書に記載の市民の声を特定する記録がなく、また、実際に提供を受けたコピーは既に廃棄しており、該当する保有個人情報は実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報 を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
215	平成27年度 諮問受理第151号	平成27年 9月25日 付け大福祉第2284号	平成27年 3月17日	大福祉第3249号「市民の声No.1101-10720-001-01回答」する市民の声請求を求める。 (社援保発第0330001号 - 1 - 4 (2) イ「法令除く場合」相当の理由)	福祉局総務課	平成27年 3月31日付け大福祉第4670号 開示決定	市民の声請求する大阪市あて F A X 文書 (市民の声No.1101-10720-001-01、No.1101-10768-001-01、No.1101-10788-001-01、No.1101-10843-001-01)	平成27年 5月25日	〇〇職員の偽証により、「精神障害者」に扱っている。市民の声No.1020-20030-001-01回答。 大福祉第3281号「市民の声回答 6 点」・大政第 e - 43号「市民の声回答12点」 通院欠く。市民の声No.1001-11225-001-01・1001-11227-001-01回答上「病状照会を行う必要はない」 平成22年 2月19日「謝罪」後、市民の声No.1020-20030-001-01回答上「病状照会を行う必要はない」以後、同年 5月20日の〇〇職員の「必要」法的違法性否認の作成：大健福第6054・1098号。 社発第727号及び社保第87号、社援保第72号(レセプト点検)、社保第117号の大健福第6151号「決定書」等。 社保第136号 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大福祉第3249号で開示した市民の声No.1101-10720-001-01回答について、その市民の声の請求内容がわかる資料を求めるもの」とであると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。
216	平成27年度 諮問受理第152号	平成27年 9月25日 付け大福祉第2286号	平成27年 5月14日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者の乙第87号・乙第92号証の開示決定通知書、求める。(決定書の明示適格性示す様求む)	福祉局総務課	平成27年 5月26日付け大福祉第609号 開示決定	面談強要禁止仮処分命令申立事件にかかり債務者が提出した、 1.乙第87号証の平成27年 3月30日付け開示請求に対する大福祉第140号平成27年 4月13日付け不存在による非開示決定通知書 2.乙第92号証の大福祉第140号平成27年 4月13日付け不存在による非開示決定通知書(1と同じ文書)	平成27年 7月22日	答申第272号の別表の 2：保護課の提出分：出典からは、全否定する〇〇職員(大健福第6054・1098号の人事担当の調査資料 本人作成。 職員の偽証。(疎明資料) 乙第 1 号証から乙第201号証の全点。 公文書の管理が悪い。 疎明資料：第 2 章 - 第 9 - 2 (P . 907) の「他法受診中の被保護者の照会」 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「本市が平成27年 2月13日付けで行った仮処分命令申立事件に関して、債務者が乙第87号証及び乙第92号証として大阪地方裁判所に提出した開示請求書に係る開示決定通知書を求めるもの」とであると解し、(か)欄に記載の決定を行った。
217	平成27年度 諮問受理第153号	平成27年 9月25日 付け大福祉第2288号	平成27年 4月13日	面談強要等禁止仮処分命令申立事件の甲第15号証：〇〇「陳述書」P . 5 職員の対応に対する不平不満、面談の強要、3本市の対応(1)概要、(2)具体的なやり取り、P . 12の137回の電話：56時間の電話用件分かるもの全部、「2 相手方の主張」記録全部求める。又 P . 10の 平成26年11月17日の事実関係の記録求める。	福祉局総務課	平成27年 5月27日付け大福祉第663号 開示決定	2013年 9月19日付け F A X 文書 他 48点	平成27年 7月22日	答申第272号の別表の 2：保護課の提出分：出典からは、全否定する〇〇職員(大健福第6054・1098号の人事担当の調査資料 本人作成。 職員の偽証。(疎明資料) 乙第 1 号証から乙第201号証の全点。 公文書の管理が悪い。 疎明資料：第 2 章 - 第 9 - 2 (P . 907) の「他法受診中の被保護者の照会」 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「面談強要等仮処分命令申立事件にかかる〇〇職員が作成した陳述書に記載されている内容の根拠資料を求めるもの」とであると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
218	平成27年度 諮問受理第163号	平成27年10月9日 付け大福祉第2527号	平成26年6月10日	大健福第6054・1098号(〇〇職面)(と)が(は)、大生総第84・52号「件」(〇〇聞き取り書面)・大生総第106号・大総務監第54号「件」(通知書A「〇〇主張」)・大総務第e-3・e-26・9号「件」(〇〇書面)・大市民第6121号「件」(〇〇書面)の合致求む。	福祉局保護課	平成26年6月24日付け大福祉第899号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年7月14日	市内の「同件」関係当職との整合性欠く不一致「件」多発する。 処分取り消し、「個人情報」合致特定求める。保護課「件」波及する大総務第e-件・大市民啓件の為、一致は、法理。 「不」非開大福祉第899号件は、大総務第e-108号「件」・大市民啓第38号「件」不一致。 「補正依頼する法的根拠(保有提示)欠如する為、保有知る由も無く、「難易度高い」件。 又、「保有」分かる主張欠如する職員。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大健福第6054号で公開した『生活保護担当職員(〇〇課長代理)の発言(適切や不適切を同事業で使い分けた事)に対する事実確認について』及び大健福第1098号で開示した『生活保護担当職員(〇〇課長代理)の発言(適切や不適切を同事業で使い分けた事)に対する事実確認について』に記載している内容が各所属で開示決定された文書の内容と合致することがわかる資料を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
219	平成27年度 諮問受理第164号	平成27年10月9日 付け大福祉第2529号	平成26年5月7日	大健福第6054・1098号は、平成22年〇〇職員作成。大健福第1098号作成時点の私の個人情報求める。 上記「件」不承認時点の各「件」の私の個人情報求める。 「全体的」分かるもの明確にせよ。 私は、一度も「自立支援医療の申請」は無い。	福祉局保護課	平成26年5月21日付け大福祉第481号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年7月3日	処分の取り消し求める、「不非開示」件は、「開示」する特定せよ、並びに、「補正依頼」逃げ口上以前の「6・7貼る見解」決定から発行(行政指導)実施したのは生野区の為、「生野区」決定根拠を私は不承知(不知)故、補正出来ず「補正依頼」拒否。 「精神疾患」具体化するもの私の個人情報要す、並びに、「特定」する法的義務負う。 〇〇CW見解「6・7貼る」行政指導「発行」する法律上義務福祉局・生野区双方負う。 大福祉第4869号・大生保生第161号「決定書」上の主張有。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大健福第6054号で公開した『生活保護担当職員(〇〇課長代理)の発言(適切や不適切を同事業で使い分けた事)に対する事実確認について』及び大健福第1098号で開示した『生活保護担当職員(〇〇課長代理)の発言(適切や不適切を同事業で使い分けた事)に対する事実確認について』に記載の事務手続きに則って扱われた請求人の個人情報及び当該文書に記載している『全体的』を説明する資料を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
220	平成27年度 諮問受理第165号	平成27年10月9日 付け大福祉第2531号	平成26年9月11日	大健福第6054・1098号「〇〇書面」は、大個審答申第57号「大生支第470号」不非開示件相違する為、大個審答申第272号調査資料別表1・2「社発第727号」第2・第7「第7精神医療取扱要領」の明確に分かる私の情報求む。	福祉局保護課	平成26年9月25日付け大福祉第2069号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 なお、大健福第6054・1098号の「〇〇書面」については、「大個審答申第57号」ならびに「大生保生第470号」不存在による非開示決定通知書を否認しているものではなく、「社援保発第0929003号・社援指発0920001号、社援保発第0330001号」に沿った事務手続きを行っている旨の説明である。	平成26年9月29日	処分の取り消しを行い、大福祉第802号「不非開示」件・877・1484号「不非開示」件、899号「不非開示」件、4090号「開」件の整合性欠如。大健福第「生野区生活支援」は、大生支第113号「不非公開」件(答申第272号)6・7押印法的根拠欠如する私の「レセプト」は、神経症であり、大健福第6290号「不非公開」件・大福祉第1371号「不非公開」件・大福祉第1951号「不非公開」件(答申第332号)の「神経症(抑うつ状態)」規定(有るもの)欠如から、6・7押印違反「異議申立人」の件を発行正しく、一部謝罪は、地公法第33条違反。(大政第e-43号「市民の声12点回答」有) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「社発第727号第2・第7精神医療取扱要領が明確に分かる異議申立人の個人情報を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
221	平成27年度 諮問受理第166号	平成27年10月9日 付け大福祉第2535号	平成26年7月14日	【補正前】 大健福第6054・1098号「○○主張」の「全体的に発行は問題無いけれど」が、全体的分ならず、大生支第470号「不非開示（他法活用検討依頼通知欠如）件否認するものであり、「全体的」明らかなもの私の分求める。 【補正後】 ○○「全体的には不適切ではないが」23行主張（6054・1098）は、大健福第4090号「社援保発第0929003号・社援指発第0929001号、社援保発第0330001号」開件から大生支第470号「不非開示（他法活用検討依頼通知欠如）」件が「全体的」疑問符	福祉局保護課	平成26年8月4日付け大福祉第1484号 不存在による非開示決定	「全体的には不適切ではないが」（6054・1098号）の○○主張については、大生支第470号「不存在による非開示決定通知書」を否認しているものではなく、また、大健福第4090号「社援保発第092003号・社援指発第0929001号、社援保発第0330001号」に沿った事務手続きを行っている旨の説明であり、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年8月29日	処分の取り消しを行い、「全体的」作り、「一部謝罪」強調する○○職員主張根拠を特定せよ。大生支第470号「不非開示」件（H22.2/17）以降作成する大健福第6054・1098件。（社援保発第0929003号・社援指発第0929001号）大健福第1916・1918・3955号見解） 「本人の事情聴取」欠如した謝罪は、前記「通知」規定反す事実示す。 大市民啓第52・53号「不非公開」件（条例第7条免責・免除医師法第20条免責・免除は欠如）、大市民第6139号「○○弁護士相談票」（相当の理由要す）、大政第e-43号「市民の声回答12点」、大政第e-8号「24区回答」件、大福祉第3281号「市民の声回答6点」等々の「一部謝罪」不明から、「全体」要す。（全体判明せよ） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大健福第6054号で公開した『生活保護担当職員（○○課長代理）の発言（適切や不適切を同事業で使い分けた事）に対する事実確認について』及び大健福第1098号で開示した『生活保護担当職員（○○課長代理）の発言（適切や不適切を同事業で使い分けた事）に対する事実確認について』に記載の『全体的』を明確に説明する請求人の個人情報を求めるもの」とであると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
222	平成27年度 諮問受理第181号	平成27年10月26日 付け大政第e-216号	平成27年3月23日	平成21・22年度の私が広聴担当（市役所）に提出した市民の声請求分供覧	政策企画室広聴担当	平成27年9月16日付け大政第e-183号 開示決定	開示請求者に係る市民の声請求分供覧のうち区役所を所管部署とするもの（平成21年度分） 開示請求者に係る市民の声請求分供覧（平成22年度分） 【件数：492件】	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特には、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。 他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法（旧：現在の障害者総合支援法） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人に係る市民の声の供覧のうち平成21年度分及び平成22年度分を求めるもの」とであると解し、平成27年4月6日付大政第e-3号により大阪市個人情報保護条例第25条に基づき開示決定等の期限を延長するとともに、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。 なお、当該請求のうち、平成21年度分の区役所以外を所管部署とするものについては、平成27年5月7日付け大政第e-20号により既に開示決定を行っている。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
223	平成27年度 諮問受理第206号	平成27年11月19日 付け大福祉第2992号	平成27年 5 月 1 日	面談強要等禁止仮処分命令申立事件の乙第82号：大健福第1098号「○○作成（平成22年 5 月20）」が、手続き論主張するものだが、大健福第1918号（乙第119号）の平成18年10月定例査察指導員会議レジメ 毎月実施する（乙第114号証）とうり、○○職員は、他法他施策の活用担当者。市民の声No.1001-11225-001-01・No.1001-11227-001-01回答以後の同書作成する「手続き論」が、「不要」一転する「必要」理由求める。（大個審答申第72号示す）	福祉局保護課	平成27年 5 月15日付け大福祉第505号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 5 月25日	○○職員の偽証により、「精神障害者」に扱っている。市民の声No.1020-20030-001-01回答。大福祉第3281号「市民の声回答 6 点」・大政第 e - 43号「市民の声回答12点」 通院欠く。市民の声No.1001-11225-001-01・1001-11227-001-01回答上「病状照会を行う必要はない」 平成22年 2 月19日「謝罪」後、市民の声No.1020-20030-001-01回答上「病状照会を行う必要はない」以後、同年 5 月20日の○○職員の「必要」法的違法性否認の作成：大健福第6054・1098号。 社発第727号及び社保第87号、社援保第72号（レセプト点検）、社保第117号の大健福第6151号「決定書」等。 社保第136号 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が大健福第6054・1098号で公開・開示決定した『生活保護担当職員の発言に対する事実確認について』（異議申立人に関して生野区が行った生活保護における診療状況照会の件に関し、福祉局職員課が福祉局保護課職員に経緯を聞き取った記録文書）において、生野区が行った診療状況照会は必要であったと福祉局保護課職員が述べる根拠を求めるもの」であると解し、当該記録文書においてそもそも診療状況照会が必要とは述べられていないことから、該当する保有個人情報を作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
224	平成27年度 諮問受理第207号	平成27年11月19日 付け大福祉第2993号	平成27年 5 月 1 日	「是正の措置を講じない」各実施機関の審議会諮問通知書から、条例第47条の調査行った当該資料求める。福祉局の分。	福祉局保護課	平成27年 5 月15日付け大福祉第503号 開示決定	取扱再調査申出にかかる再調査結果報告書 ・平成24年10月 4 日付取扱再調査申出（大福祉第2282号分） ・平成24年10月 4 日付取扱再調査申出（大福祉第2283号分） ・平成25年 6 月 4 日付取扱再調査申出（大福祉第418号分） ・平成25年 6 月 4 日付取扱再調査申出（大福祉第419号分）	平成27年 5 月25日	○○職員の偽証により、「精神障害者」に扱っている。市民の声No.1020-20030-001-01回答。大福祉第3281号「市民の声回答 6 点」・大政第 e - 43号「市民の声回答12点」 通院欠く。市民の声No.1001-11225-001-01・1001-11227-001-01回答上「病状照会を行う必要はない」 平成22年 2 月19日「謝罪」後、市民の声No.1020-20030-001-01回答上「病状照会を行う必要はない」以後、同年 5 月20日の○○職員の「必要」法的違法性否認の作成：大健福第6054・1098号。 社発第727号及び社保第87号、社援保第72号（レセプト点検）、社保第117号の大健福第6151号「決定書」等。 社保第136号 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が行った再調査申出について、実施機関が行った大阪市個人情報保護条例第47条第 3 項で規定する再調査の内容がわかるもの」であると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
225	平成27年度 諮問受理第208号	平成27年11月19日 付け大福祉第2996号	平成27年 5 月25日	大福祉第503号の開示する平成26年 1 月16日の 3 の実施機関としての見解を説明しているもの、との「見解」示す私の情報求める。（条例第13条） 「精神障害者」の見解である。	福祉局保護課	平成27年 6 月 8 日付け大福祉第747号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成27年 6 月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の乙第 1 号証から、乙第201号証の合部示す。 大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証面談強要等仮処分命令申立事件の債務者（異議申立人）の答弁書及び第 2 回主張書面から、第16 回主張書面、陳述書類の全部示す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成26年 1 月16日付け再調査結果報告書の是正を行わない理由欄に記載の『見解』が異議申立人を精神障がい者と示す根拠を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をもっとも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
226	平成27年度 諮問受理第209号	平成27年11月19日 付け大福祉第2997号	平成27年 5月25日	大福祉第503号の開示する平成25年 3月 1日の 3の実施機関としての見解を説明しているもの、との「見解」示す私の情報求める。(条例第13条) 「精神障害者」の見解である。	福祉局保護課	平成27年 6月 8日付け大福祉第750号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成27年 6月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者(異議申立人) の乙第 1 号証から、乙第201号証の合部示す。 大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証面談強要等仮処分命令申立事件の債務者(異議申立人) の答弁書及び第 2 回主張書面から、第16回主張書面、陳述書類の全部示す。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成25年 3月 1日付け再調査結果報告書の是正を行わない理由欄に記載の『見解』が異議申立人を精神障がい者と示す根拠を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をもっとも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
227	平成27年度 諮問受理第210号	平成27年11月19日 付け大福祉第3000号	平成27年 5月25日	大福祉第503号の開示する平成26年 1月16日の 2の平成26年 1月 8日、本件決定通知書、求める。 本件決定通知書を作成した職員から聞き取り調査を行ったもの、求める。	福祉局保護課	平成27年 6月 8日付け大福祉第748号 開示決定	平成25年 5月14日付取扱是正申出に係る処理内容通知書(大福祉第418号、大福祉第419号)	平成27年 7月22日	答申第272号の別表の 2 : 保護課の提出分 : 出典からは、全否定する。○職員(大健福第6054・1098号の人事担当の調査資料 本人作成。 職員の偽証。(疎明資料) 乙第 1 号証から乙第201号証の全点。 公文書の管理が悪い。 疎明資料 : 第 2 章 - 第 9 - 2 (P . 907) の「他法受診中の被保護者の照会」 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大福祉第503号で開示した取扱再調査申出にかかる再調査結果報告書に関し、当該再調査申出が行われる前段の平成25年 2月 5日付取扱是正申出に係る処理内容通知書を求めるもの」であると解し、(き) 欄に記載の保有個人情報を特定して、(か) 欄に記載の決定を行った。
228	平成27年度 諮問受理第211号	平成27年11月19日 付け大福祉第3001号	平成27年 5月25日	大福祉第503号の開示する平成25年 3月 1日の 2 : 平成25年 2月25日 2月 25日、本件決定通知書求める 本件決定通知書を作成した職員から聞き取り調査を行ったもの、求める。	福祉局保護課	平成27年 6月 8日付け大福祉第749号 開示決定	平成24年10月 2日付取扱是正申出に係る処理内容通知書(大福祉第2282号、大福祉第2283号)	平成27年 7月22日	答申第272号の別表の 2 : 保護課の提出分 : 出典からは、全否定する。○職員(大健福第6054・1098号の人事担当の調査資料 本人作成。 職員の偽証。(疎明資料) 乙第 1 号証から乙第201号証の全点。 公文書の管理が悪い。 疎明資料 : 第 2 章 - 第 9 - 2 (P . 907) の「他法受診中の被保護者の照会」 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大福祉第503号で開示した取扱再調査申出にかかる再調査結果報告書に関し、当該再調査申出が行われる前段の平成24年 4月27日及び 6月15日付取扱是正申出に係る処理内容通知書を求めるもの」であると解し、(き) 欄に記載の保有個人情報を特定して、(か) 欄に記載の決定を行った。
229	平成27年度 諮問受理第212号	平成27年11月19日 付け大福祉第3002号	平成27年 5月25日	大福祉第503号の開示する平成25年 3月 1日の 3の市民の声No.1101-12628-001-01」に回答したのを求める。	福祉局保護課	平成27年 6月 8日付け大福祉第778号 開示決定	市民の声「1101-12628-001-01」回答	平成27年 7月22日	答申第272号の別表の 2 : 保護課の提出分 : 出典からは、全否定する。○職員(大健福第6054・1098号の人事担当の調査資料 本人作成。 職員の偽証。(疎明資料) 乙第 1 号証から乙第201号証の全点。 公文書の管理が悪い。 疎明資料 : 第 2 章 - 第 9 - 2 (P . 907) の「他法受診中の被保護者の照会」 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が行った市民の声(1101-12628-001-01) の回答文書を求めるもの」であると解し、(き) 欄に記載の保有個人情報を特定して、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
230	平成27年度 諮問受理第213号	平成27年11月19日 付け大福祉第3006号	平成27年 7月10日	行政個人情報保護法第8条1項「法令に基づく場合」(甲第4号証の通知上の - 4(2) ア・ア)示す私の情報求める。(答申第332・345号:大個番答申第72号示す) 福祉局	福祉局保護課	平成27年 7月23日付け大福祉第1454号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成27年 7月29日	「レセプト」等保有(私の分)から、照会基準を該当しない、「他法活用検討依頼通知」対象外より、該当しない6・7追記矛盾。(不法行為) ケース記録票H20. 4 / 1部分、公益通報:通知書A、等。 大生保生第113号「照会する法的根拠」欠く不存在による非公開決定事項:答申第272号(先例答申)とうり。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が行った保有個人情報訂正請求を不承認としたことに関し、異議申立人の個人情報の事務の目的の範囲を超えた利用が法令に基づいたものであるとする根拠資料を求めるもの」とであると解し、そもそも異議申立人の個人情報を事務の目的外の範囲を超えて利用した事実がないことから、該当する保有個人情報を作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
231	平成27年度 諮問受理第214号	平成27年11月19日 付け大福祉第3007号	平成27年 7月10日	疎明資料:第2章の第9のP. 907とうり:他法受診中の被保護を主治医の診察状況について(照会)を私の場合真逆の扱い実施した○○C Wの平成20年 3月26日本人の不同意発行理由 福祉局	福祉局保護課	平成27年 7月23日付け大福祉第1455号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成27年 7月29日	「レセプト」等保有(私の分)から、照会基準を該当しない、「他法活用検討依頼通知」対象外より、該当しない6・7追記矛盾。(不法行為) ケース記録票H20. 4 / 1部分、公益通報:通知書A、等。 大生保生第113号「照会する法的根拠」欠く不存在による非公開決定事項:答申第272号(先例答申)とうり。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人について生野区が行った生活保護における診療状況照会について、異議申立人の場合において本人の同意なく行っても違法ではないとする理由がわかる資料を求めるもの」とであると解し、そもそも異議申立人の場合に限定して違法ではないとしている根拠資料はないことから、該当する保有個人情報を作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
232	平成27年度 諮問受理第215号	平成27年11月19日 付け大福祉第3010号	平成27年 7月22日	福祉局の市民の声回答類:平成21年度から平成27年度の期間中の疎明資料P. 907(答申第272号の別表の2)を市民の声回答するもの。7 / 17○○「再三」主張示す。	福祉局保護課	平成27年 8月21日付け大福祉第1915号 開示決定	・平成22年 2月 2日付市民の声回答(No.1020-20001-001-01) 他25件	平成27年 9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書類。 「他法他施策の活用」欠く私の場合の他法正当化する。 社保第99号(昭和60年 9月30日):生活保護法による医療扶助の適正な運営について。 医療法第6条11の第1項。甲第1号証から甲第26号証:債権者(職員の主張) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大阪市情報公開審査会答申第272号別表2の生野区が行った生活保護における診療状況照会の件に関する福祉局の開示決定について、福祉局保護課が診療状況照会の件について異議申立人に回答を行った市民の声回答を求めるもの」とであると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
233	平成27年度 諮問受理第222号	平成27年11月27日 付け大市民啓第120号	平成26年 7 月31日	市民局啓発相談センター専門相談員 〇〇主任への「〇〇弁護士」相談事項の提出類全部。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 8 月13日付け大 市民啓第67号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも取得して おらず、実際に存在しないため。	平成26年 8 月29日	処分の取り消しを行い、本人からの収集（条例第 6 条）分特定せよ。 旧来から、提出した資料類が、紛失・保存年限内破棄かの不 非開示続く。 提出資料類紛失？ 但し、本市各職分。 私は、「〇〇殿」提出（F a x 送信）する資料大量有。 証拠類「通話明細」F a x 番号・「〇〇殿」提出（異議申立 人書面）大量有。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の 趣旨を「平成26年 6 月10日に行われた〇〇弁護士による法律 相談における異議申立人が提出した相談事項に関する書類を 求めているもの」とであると解し、実施機関は、弁護士による 法律相談に関しては人権相談事業の委託先からは弁護士相談 記録票の提出は求めているが、事前事後の相談記録や関係資 料については提出を求めていないことから、該当する保有個 人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しない ことから、（か）欄に記載の決定を行った。
234	平成27年度 諮問受理第228号	平成27年12月11日 付け大市民啓第133号	平成26年 9 月11日	大市民第6121号「〇〇書面」は、大 個審答申第57号「大生支第470号」不 非開示件相違する為、大情審答申第 272号別表 1 ・ 2 調査資料「社発第 727号」第 2 ・ 第 7 の明確に分かる私 の情報求む。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 9 月25日付け大 市民啓第84号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又 は取得しておらず、実際に存在しな いため。	平成26年10月23日	生活保護法第 4 条は、旧障害者自立支援法・現障害者総合支 援法の解釈する見解。 大生支第470号「不非開示件」（H22 . 2 / 17）否認する大市 民第6121号「〇〇」件。（法律第123号相反関係） 10 / 2 総務課〇〇・〇〇「必要なものは、欠いていない」回 答有。（「不非開示」件多量する弁明。） 〇〇弁護士相談記録票「大市民第6139号」・〇〇弁護士回答 書「は、「相当の理由」要す元、裁量権主張する回答。私の 「レセプト」分らず回答す記載「個人情報把握出来ず」 回答。従って、「個人情報無く、個人情報主張」不法行為。 （大市民第6014・6127号「不非公開」件 答申第332号） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の 趣旨を「異議申立人はこれまで、異議申立人の相談内容に対 する弁護士見解をとりまとめた『自立支援医療適用に係る行 政行為について』について平成24年 1 月 4 日付け大市民第 6121号により開示を受けたものの、その開示内容を不満と し、その根拠となる文書の公開及び開示や上記開示文書の訂 正・是正の請求を行っており、本請求においてもその根拠を 求めているもの」とであると解し、「自立支援医療適用に係る 行政行為について」は、個別の法令や通知に準拠したもので はなく当該弁護士が当然の法理から導いたものであって具体 的な文書が存在しているわけではないことから、実施機関は 該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、 実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行っ た。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
235	平成27年度 諮問受理第229号	平成27年12月11日 付け大市民啓第 134号	平成26年 9月11日	市民局ダイバーシティ推進室(。) 市民の声No.1410-20057-001-01 (H26. 9 / 9) 回答は、大福祉第 3281号「市民の声 6 点」。。回答相 違、大生支第470号「不非開示」件相 違や大情審答申第332号「大市民第 6014号」不非公開(法的根拠欠 如)」件相違有、「法的根拠欠如」 する法的根拠は、6139号一致欠如し た大市民啓第4号「不非開示」件・ 15・26・27号「不非開示」件等々、 大市民第6216号「不非開示」(大福 祉第3281号「市民の声 6 点」。。回 答否定欠如) 件が、法的根拠「個人 情報」欠如判明有り、「告示」一致 決定せよ→法的根拠求める！	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 9月25日付け大 市民啓第85号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又 は取得しておらず、実際に存在しな いため。	平成26年10月23日	生活保護法第4条は、旧障害者自立支援法・現障害者総合支 援法の解釈する見解。 大生支第470号「不非開示件」(H22. 2 / 17) 否認する大市 民第6121号「。。。」件。(法律第123号相反関係) 10 / 2 総務課。。。。「必要なものは、欠いていない」回 答有。(「不非開示」件多量する弁明。) 。。弁護士相談記録票「大市民第6139号」。。。弁護士回答 書「は、「相当の理由」要す元、裁量権主張する回答。私の 「レセプト」分からず回答す記載「個人情報把握出来ず」 回答。従って、「個人情報無く、個人情報主張」不法行為。 (大市民第6014・6127号「不非公開」件 答申第332号) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の 趣旨を「異議申立人はこれまで、異議申立人の相談内容に対 する弁護士見解をとりまとめた『自立支援医療適用に係る行 政行為について』について平成24年 1 月 4 日付け第市民第 6121号により開示を受けたものの、その開示内容を不満と し、その根拠となる文書の公開及び開示や上記開示文書の訂 正・是正の請求を行っており、本請求においてもその根拠を 求めているもの」であると解し、「自立支援医療適用に係る 行政行為について」は、個別の法令や通知に準拠したもの ではなく当該弁護士が当然の法理から導いたものであって具 体的な文書が存在しているわけではないことから、実施機関は 該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、 実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
236	平成27年度 諮問受理第230号	平成27年12月11日 付け大市民啓第 135号	平成26年 9月11日	市民局弁護士相談担当する電話相談 センター(6532-7830)。。主任の相 談記録を私の分求める。 (8 / 20、。。職員へは、申入済)	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 9月25日付け大 市民啓第86号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又 は取得しておらず、実際に存在しな いため。	平成26年10月23日	生活保護法第4条は、旧障害者自立支援法・現障害者総合支 援法の解釈する見解。 大生支第470号「不非開示件」(H22. 2 / 17) 否認する大市 民第6121号「。。。」件。(法律第123号相反関係) 10 / 2 総務課。。。。「必要なものは、欠いていない」回 答有。(「不非開示」件多量する弁明。) 。。弁護士相談記録票「大市民第6139号」。。。弁護士回答 書「は、「相当の理由」要す元、裁量権主張する回答。私の 「レセプト」分からず回答す記載「個人情報把握出来ず」 回答。従って、「個人情報無く、個人情報主張」不法行為。 (大市民第6014・6127号「不非公開」件 答申第332号) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の 趣旨を「平成26年 6 月10日に行われた。。弁護士による法律 相談における異議申立人が提出した相談事項に関する書類を 求めているもの」であると解し、実施機関は、弁護士による 法律相談に関しては人権相談事業の委託先からは弁護士相談 記録票の提出は求めているが、事前事後の相談記録や関係資 料については提出を求めていることから、該当する保有個 人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しない ことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
237	平成27年度 諮問受理第236号	平成27年12月11日 付け大福祉第3283号	平成26年12月9日	大健福第6054・1098「○○」件の発行的確(略)示す内容の市民の声請求書及び回答書求む。(摘切示すもの要す) (生野区生活支援「法第50条」行政指導に従えから回答得る)	福祉局保護課	平成26年12月24日付け大福祉第3248号 不存在による非開示決定	大健福第6054・1098号「○○」件の発行的確(略)を示す内容の市民の声請求書及び回答書についての当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年1月13日	障害者自立支援法(答申第272号)・大生保生第399号(障害者自立支援法 答申第69号)・大生保生第811号(17件一活「公」件の「自立支援医療(精神通院医療)の概要」を神経症扱う)・答申第316号調査資料・答申第345号(神経症扱う大生保生第1085号「公」件)、等々の答申有。「権利の濫用」事案全件(各職分)理由等! 疏明資料12点! H22.2/19「謝罪」巡る全面or一部の水掛論作っている。 ○職員(謝罪席不在)は、全面謝罪じゃありません(大生保生第258号・大生保生第766号「全面謝罪否定理由」不非開示(全面謝罪する記録欠く理由付け)、等々の○○CWの確示す争い続ける。但し、通院欠く不知主張有。 大生支第469号・73号・218号「ケース記録票H20.3/31・4/1」(公文書類) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が大健福第6054・1098号で公開・開示決定した『生活保護担当職員の発言に対する事実確認について』(異議申立人に関して生野区が行った生活保護における診療状況照会の件に関し、福祉局職員課が福祉局保護課職員に経緯を聞き取った記録文書)において、福祉局保護課職員が生野区が行った診療状況照会が適切であるとする根拠資料を求めるもの」であると解し、そもそも当該記録において福祉局保護課職員が生野区が行った診療状況照会が適切との見解は示していないことから、該当する保有個人情報を作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
238	平成27年度 諮問受理第237号	平成27年12月14日 付け大福祉第3285号	平成27年3月6日	大健福第1098(6054)号「○○調査資料」(H22.5/20作成)は福祉局人事担当の「法令に基づく場合」認定するもの求める。 (査察指導員は、社保第117号(社援第2700号)等々定例会議有、定例会議上「他法他施策の活用」検討。)	福祉局保護課	平成27年3月19日付け大福祉第4459号 不存在による非開示決定	保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年3月30日	「大健福第1098(6054)号」条例第6条~13条示す不承認決定は、私の正確かつ最新の状態示すものの法令に基づいた場合の作成。○○職員(査察指導員)は、社保第117号実際欠くのか否か。○○係長「矛盾しない」主張の為、「正確な正論」根拠要す。生野区生活支援「該当者示す正確かつ正論要す」 答申第332号(審査会)~口頭意見陳述拒否する職員一方的主張の答申は、公平性欠くが、「ICD-10」は、神経症規定実際存在しない大福祉第1951号「不」件が、大生保生第811号「17件」・1344号「第5章」の「ICD-10」見解矛盾しない為、神経症(抑うつ状態)示す自立支援医療「指針」欠く。 (申立事件の陳述書とうり、審査会への異議申立人批判する判明) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が大健福第6054・1098号で公開・開示決定した『生活保護担当職員の発言に対する事実確認について』(異議申立人に関して生野区が行った生活保護における診療状況照会の件に関し、福祉局職員課が福祉局保護課職員に経緯を聞き取った記録文書)に記載の異議申立人の個人情報について、法令に基づいた事務の目的の範囲を超えた利用であると主張する根拠資料を求めるもの」であると解し、そもそも当該記録に記載の個人情報を事務の目的の範囲を超えて利用した事実はないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
239	平成27年度 諮問受理第238号	平成27年12月14日 付け大福祉第3287号	平成27年3月6日	大健福第4090号「他法他施策の活用」する未活用の私が、大生保生第1398号「生活保護法第501項調査理由欠く」不非開示件での医療担当規定第7条扱う是認可の査察指導員(〇〇)根拠。	福祉局保護課	平成27年3月19日付け大福祉第4460号 不存在による非開示決定	保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年3月30日	「大健福第1098(6054)号」条例第6条～13条示す不承認決定は、私の正確かつ最新の状態示すものの法令に基づいた場合の作成。〇〇職員(査察指導員)は、社保第117号実際欠くのか否か。〇〇係長「矛盾しない」主張の為、「正確な正論」根拠要す。生野区生活支援「該当者示す正確かつ正論要す」 答申第332号(審査会)～口頭意見陳述拒否する職員一方的主張の答申は、公平性欠くが、「ＩＣＤ-10」は、神経症規定実際存在しない大福祉第1951号「不」件が、大生保生第811号「17件」・1344号「第5章」の「ＩＣＤ-10」見解矛盾しない為、神経症(抑うつ状態)示す自立支援医療「指針」欠く。 (申立事件の陳述書とうり、審査会への異議申立人批判する判明) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「生野区が行った診療状況照会の時点において通院をしていなかった異議申立人の場合に関し、その診療状況照会を福祉局保護課職員が是認するその根拠を求めるもの」であると解し、そもそも異議申立人の場合において診療状況照会が違法ではないとする根拠資料はないことから、該当する保有個人情報を作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
240	平成27年度 諮問受理第239号	平成27年12月14日 付け大福祉第3302号	平成26年11月5日	大福祉第2523号「不承認」理由求める。私の情報(条例第6条1～3項・第7条1項・第10条1項・第13条3項大生保生第935・950号「不非開示」件示す。(医師指導するもの) 大健福第6290号「不」(ＩＣＤ-10コード上無い)件・大福祉第1371・1951号「不」(ＩＣＤ-10コード上無い)件(答申第332号)大生保生第1262・1109号「不非開示」件(レセプト判断欠く)(大福祉第4514号「不」件有→答申第336号)	福祉局保護課	平成26年11月19日付け大福祉第2798号 開示決定	平成26年9月29日付保有個人情報利用停止請求に対する、平成26年10月27日付大福祉第2523号利用停止不承認通知書	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)する生活保護法第4条違反明白な大生支第470号「不非開示」(H22.2/17)件後作成する大健福第6054・1098号地公法第32条違反。(地公法第33条)「〇〇」件 大情審答申第272号-第5(1)(2)(3)(4)等々、調査資料全点。「社発第727号」第2・第7は、「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)要綱」6(2)有。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が行った保有個人情報利用停止請求に対し、実施機関が不承認決定を行った理由を求めるもの」であると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。
241	平成27年度 諮問受理第242号	平成27年12月14日 付け大福祉第3308号	平成27年2月19日	大福祉第3729号「大健福第6054・1098号は、条例第6条1項～3項、第7条第1項、第10条第1項、第13条第3項不承認理由示す私の情報求める(ＩＣＤ-10該当者示すもの)。	福祉局保護課	平成27年3月3日付け大福祉第4163号 開示決定	「平成27年1月13日付保有個人情報利用停止請求に対する、平成27年2月2日付大福祉第3729号利用停止不承認通知書」	平成27年3月17日	大情審答申第272号「6・7追記する法的根拠欠く理由は、生野区独自」大生支第113号(不)件は、社援保発第0330001号否認する審査会。調査資料全点は、6・7追記法令否定。保護課・生野区生活支援・市民局・総務局のH20.3/26「〇〇CW発行(6・7追記)」件 医療担当規定第7条(当時は、6条)主張は、「診療状況について(回答)」作成不要。 「証明書・診断書」(医師の扱える法令書面)不同意指導(生活保護法第50条)出来る為、作成矛盾。又、事実上H20.3/26の医師の守秘義務免除する実施機関指導する〇〇CW。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が行った保有個人情報利用停止請求に対し実施機関が不承認決定を行った理由を求めるもの」であると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
242	平成27年度 諮問受理第243号	平成27年12月14日 付け大福祉第3310号	平成26年10月23日	大福祉第4514・4814・3284・3285・481・877・899・1484・2069・2290号「不非開示」件は、一部謝罪主張する為、○○件(大健福6054・1098号)「社援保発第0929003号・社援指発0929001号」「社援保発第0330001号」の取り扱う私の情報。(求む)	福祉局保護課	平成26年11月5日付け大福祉第2628号 不存在による非開示決定	「社援保発第0929003号・社援指発0929001号、社援保発第0330001号」の取り扱う保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大福祉第1951号」不件、「大健福第6290号」不件、「大生保生第574号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件、「大生保生第1085号」公件、等々の否認続行の職員 大個審答申第55・56・57・58号・60号・62号「各件」等々の整合性欠く。 個人情報保護条例違反(自立支援医療取り扱い欠く「異議申立人」件) 市内の「整合性欠く」根拠は、大健こ第258・145・580・311号「不」件等々有。(=大健こ第411号H26.10/22) 法律第123号(ICD-10コード基準)当局見解の否認は、不法行為。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人について生野区が行った生活保護における診療状況照会に関し、社援保発第0929003号・社援指発0929001号・社援保発第0330001号の規定に基づいて異議申立人の診療状況照会が行われたことがわかる情報を求めるもの」であると解し、そもそも異議申立人の場合に特定した根拠資料はないことから、該当する保有個人情報を作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
243	平成27年度 諮問受理第244号	平成27年12月15日 付け大福祉第3334号	平成27年5月25日	法的違法性否認する全体的不明の○ ○職員主張(大健福第6054・1098号)の神経症(抑うつ状態)を相当な理由示す為、私のレセプト(神経症)の該当の料示すもの求める。	福祉局保護課	平成27年6月8日付け大福祉第777号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年7月9日	面談強要等仮処分申立事件の乙第1号証から、乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書から、第2回主張書面より、第16回主張書面まで全部。 法律の整合性 大情審答申第272・293・294・299・315・316・332・336・345・381号 面談強要等仮処分申立事件の甲第3号証・甲第14号証の資料の1・2・3・甲第16号証の資料全部・甲第17号証の資料全部・甲第22号証の資料全部・甲第15号証の資料全部。 個人情報の正確性：自立支援医療制度の概要等国の公開。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が大健福第6054・1098号で公開・開示決定した『生活保護担当職員の発言に対する事実確認について』(異議申立人に関して生野区が行った生活保護における診療状況照会の件に関し、福祉局職員課が福祉局保護課職員に経緯を聞き取った記録文書)において、福祉局保護課職員が異議申立人を神経症に該当するとする根拠資料を求めるもの」であると解し、そもそも聞き取り記録は福祉局保護課職員がそのような主張を行っている内容ではないことから、該当する保有個人情報を作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
244	平成27年度 諮問受理第245号	平成27年12月15日 付け大福祉第3336号	平成27年5月25日	大福祉第503号の開示する実施機関の見解：大健福6054・1098号の社発第727号の第7精神通院医療取扱要領(厚生労働省告示第4号：ICD-10)の精神障害者示す私の分求める。	福祉局保護課	平成27年6月8日付け大福祉第779号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年7月9日	面談強要等仮処分申立事件の乙第1号証から、乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書から、第2回主張書面より、第16回主張書面まで全部。 法律の整合性 大情審答申第272・293・294・299・315・316・332・336・345・381号 面談強要等仮処分申立事件の甲第3号証・甲第14号証の資料の1・2・3・甲第16号証の資料全部・甲第17号証の資料全部・甲第22号証の資料全部・甲第15号証の資料全部。 個人情報の正確性：自立支援医療制度の概要等国の公開。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が社発第727号の第7精神通院医療取扱要領に規定するが精神障がい者であるとする根拠資料を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
245	平成27年度 諮問受理第246号	平成27年12月15日 付け大福祉第3338号	平成27年 5月26日	「レセプトー斉点検」(社援保発第0929003号・社援指発第0929001号)の手続き: 条例第6条~14条示す大健福第6058・1098号より、手続きは社発第727号 - 第7精神医療取扱要領基づく。私の「省令レセプト」(大個審答申第55号)の該当する第7(社発第727号)求める。	福祉局保護課	平成27年 6月 8日付け大福祉第780号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 7月 9日	面談強要等仮処分申立事件の乙第1号証から、乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書から、第2回主張書面より、第16回主張書面まで全部。 法律の整合性 大情審答申第272・293・294・299・315・316・332・336・345・381号 面談強要等仮処分申立事件の甲第3号証・甲第14号証の資料の1・2・3・甲第16号証の資料全部・甲第17号証の資料全部・甲第22号証の資料全部・甲第15号証の資料全部。 個人情報の正確性: 自立支援医療制度の概要等国の公開。
246	平成27年度 諮問受理第247号	平成27年12月15日 付け大福祉第3340号	平成27年 7月22日	疎明資料: 第2章 - 第 - 9 - 2のP . 907 (答申第272号の別表の2出典の分: 保護課提出) は、大健福第6054 (1098号) 号の。○職員調査資料: 大健福第4090号の課長通知矛盾、私のレセプト有 (大個審第55号) る為、私の場合の。○職員の摘切示すもの。 ○○回答「不要」	福祉局保護課	平成27年 8月 5日付け大福祉第1672号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。 他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法(旧: 現在の障害者総合支援法) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が大健福第6054・1098号で公開・開示決定した『生活保護担当職員の発言に対する事実確認について』(異議申立人に関して生野区が行った生活保護における診療状況照会の件に関し、福祉局職員課が福祉局保護課職員に経緯を聞き取った記録文書)において、福祉局保護課職員が生野区が行った診療状況照会が適切であるとする根拠を求めるもの」であると解し、そもそも当該記録において福祉局保護課職員が生野区が行った診療状況照会が適切との見解は示していないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
247	平成27年度 諮問受理第248号	平成27年12月15日 付け大福祉第3342号	平成27年 7月22日	福祉局: 大健福第6054号(1098)号は、乙号証の提出より、仮処分口上する○○○○○○○○3名は、7/17通常業務拒否: 当日の実施は、疎明資料(答申資料P . 907) の事実関係示すもの	福祉局保護課	平成27年 8月 5日付け大福祉第1671号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。 他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法(旧: 現在の障害者総合支援法) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成27年 7月17日の異議申立人と福祉局職員との面談において、異議申立人が福祉局職員に対して説明を求めた内容が、異議申立人に対して出された面談強要等禁止仮処分命令の内容に該当するとして福祉局職員が説明を拒んだ根拠を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
248	平成27年度 諮問受理第249号	平成27年12月15日 付け大福祉第3344号	平成27年 7月22日	疎明資料：「通報についての連絡（通知書C）」の2の点は、答申第272号の別表の2：第2章-第-9-2の他法受診中の被保護者の照会基準を否定する主張でもあり、大健福第6054（1098）号の「○○」調査資料との合点欠く為、「○○」の摘切示すもの求める。	福祉局保護課	平成27年 8月 5日付け大福祉第1673号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特には、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。 他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法（旧：現在の障害者総合支援法） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が大健福第6054・1098号で公開・開示決定した『生活保護担当職員の発言に対する事実確認について』（異議申立人に関して生野区が行った生活保護における診療状況照会の件に関し、福祉局職員課が福祉局保護課職員に経緯を聞き取った記録文書）において、福祉局保護課職員が生野区の診療状況照会を適切であるとする根拠資料を求めるもの」であると解し、そもそも当該面談記録において福祉局保護課職員が生野区が行った診療状況照会が適切との見解は示していないことから、保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
249	平成27年度 諮問受理第250号	平成27年12月15日 付け大福祉第3346号	平成27年 7月22日	疎明資料：「通報についての連絡（通知書A）」は、「申請」不要の主張（5の点）は、4の点理由から未使用医療券の返戻させず社保第87号：問15の矛盾。但し、「照会」基準は、他法受診者の為、大健福第6054（1098）号の○○職員の摘切示すもの求める。	福祉局保護課	平成27年 8月 5日付け大福祉第1669号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特には、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。 他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法（旧：現在の障害者総合支援法） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が大健福第6054・1098号で公開・開示決定した『生活保護担当職員の発言に対する事実確認について』（異議申立人に関して生野区が行った生活保護における診療状況照会の件に関し、福祉局職員課が福祉局保護課職員に経緯を聞き取った記録文書）において、福祉局保護課職員が生野区が行った診療状況照会が適切であるとする根拠を求めるもの」であると解し、そもそも当該面談記録において福祉局保護課職員が生野区が行った診療状況照会が適切との見解は示していないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
250	平成27年度 諮問受理第251号	平成27年12月15日 付け大福祉第3348号	平成27年 7月22日	公益通報の通知書ABCの添付する調査記録請求：大総務監第54・55・56号決定事項、大生総第106・107・108号決定事項の内、通知書ABCと疎明資料の合点示す部分の特定求める。	福祉局保護課	平成27年 8月 5日付け大福祉第1670号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。特には、大阪市の公文書。甲第1号証から甲第26号証。 他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法（旧：現在の障害者総合支援法） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人について生野区が行った生活保護にかかる診療状況照会の件について、異議申立人が行った公益通報に関する調査記録の内容と大阪市が請求者を債務者として行った仮処分命令申立において異議申立人が裁判所に提出した資料の内容が合致することを示す資料を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
251	平成27年度 諮問受理第252号	平成27年12月15日 付け大福祉第3350号	平成27年 2月19日	大健福第3061号「社保第117号」に基づく、法第25条2項「保護変更」する大健福第6054・1098号「○○」件の発行事由求める。○○の「神経症」の6・7追記理由（発行事由）要す法令（法第4条）大健福第4090号	福祉局保護課	平成27年 3月 3日付け大福祉第4164号 不存在による非開示決定	「大健福第6054・1098号」は、実施機関の見解を示しているものであり、大健福第3061号「社保第117号」に基づく、法第25条第2項「保護変更」する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 3月 6日	大個審答申第57号及び大情審答申第272号・332・345号「不」件等々の法律調査する答申類の整合性欠く違反行為自覚でも、法令強調した医師法第20条違反。 医療担当規定第9条否定する実施機関。 障害者自立支援法は、医師法第20条免除欠く、「現在、通院医療」重度かつ継続する高額治療者規定（厚生労働省告示第158号）から、医師調査違反。 「大健福第4419号」理由説明書相違有＝（生活保護法第50条） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が大健福第6054・1098号で公開・開示決定した『生活保護担当職員の発言に対する事実確認について』（異議申立人に関して生野区が行った生活保護における診療状況照会の件に関し、福祉局職員課が福祉局保護課職員に経緯を聞き取った記録文書）において、福祉局保護課職員が生野区が行った診療状況照会が適切であるとする根拠を求めるもの」であると解し、そもそも福祉局保護課職員が生野区が行った診療状況照会が適切との主張は行っていないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
252	平成27年度 諮問受理第253号	平成27年12月15日 付け大福祉第3352号	平成27年 2月19日	福祉局の大市民第6121号「○○まとめ（条例第6条1項～3項及び13条）」件容認するもの求める。 不相当な理由（通院欠く）でも自立支援医療の適用指導は有効性	福祉局保護課	平成27年 3月 3日付け大福祉第4165号 不存在による非開示決定	大市民第6121号「○○まとめ（条例第6条1項～3項及び13条）」は、生活保護法第50条第1項及び医療担当規定7条による行政行為についての見解を示しているものであり、容認する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 3月 6日	大個審答申第57号及び大情審答申第272号・332・345号「不」件等々の法律調査する答申類の整合性欠く違反行為自覚でも、法令強調した医師法第20条違反。 医療担当規定第9条否定する実施機関。 障害者自立支援法は、医師法第20条免除欠く、「現在、通院医療」重度かつ継続する高額治療者規定（厚生労働省告示第158号）から、医師調査違反。 「大健福第4419号」理由説明書相違有＝（生活保護法第50条） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「市民局が開示した文書『○○まとめ』の記載内容を福祉局が容認する根拠を求めるもの」であると解し、そもそも市民局が開示した文書は福祉局が容認するような内容の文書ではないことから、該当する保有個人情報を作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
253	平成27年度 諮問受理第254号	平成27年12月15日 付け大福祉第3354号	平成27年 2月19日	大福祉第4514号「不」件（答申第366号）は、「レセプト」欠いた発行は認出来る決定事項実際存在しない見解示すが、大福祉第3596号「不承認」理由のH22．2 / 19「謝罪」した違法性否認するH20．3 / 26発行（6・7）理由を示す私の情報求める。	福祉局保護課	平成27年 3月 3日付け大福祉第4166号 不存在による非開示決定	大福祉第3596号「不承認」理由のH22．2 / 19「謝罪」した違法性否認するH20．3 / 26発行（6・7）理由を示す保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 3月 6日	大個審答申第57号及び大情審答申第272号・332・345号「不」件等々の法律調査する答申類の整合性欠く違反行為自覚でも、法令強調した医師法第20条違反。 医療担当規定第9条否定する実施機関。 障害者自立支援法は、医師法第20条免除欠く、「現在、通院医療」重度かつ継続する高額治療者規定（厚生労働省告示第158号）から、医師調査違反。 「大健福第4419号」理由説明書相違有＝（生活保護法第50条） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人について生野区が行った生活保護における診療状況照会の件について、照会先の医療機関に通院中でなくても診療状況照会が可能であるとする根拠を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
254	平成27年度 諮問受理第255号	平成27年12月15日 付け大福祉第3356号	平成27年 2月19日	大福祉第3596号「不非開示」件（H27. 1 / 26）は、「「法令除く場合」イ示す私の精神医療情報欠く見解より、大健福第6515号「想像（○○）・思い込み（○○）の○○CW発行説明」する私の個人情報根拠求める。	福祉局保護課	平成27年 3月 3日付け大福祉第4167号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成27年 3月 6日	大個審答申第57号及び大情審答申第272号・332・345号「不」件等々の法律調査する答申類の整合性欠く違反行為自覚でも、法令強調した医師法第20条違反。 医療担当規定第9条否定する実施機関。 障害者自立支援法は、医師法第20条免除欠く、「現在、通院医療」重度かつ継続する高額治療者規定（厚生労働省告示第158号）から、医師調査違反。 「大健福第4419号」理由説明書相違有＝（生活保護法第50条） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人について生野区が行った生活保護における診療状況照会の件について、照会先の医療機関に通院していなくとも診療状況照会が可能であるとする根拠を求めるもの」であると解し、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
255	平成27年度 諮問受理第256号	平成27年12月15日 付け大福祉第3358号	平成27年 2月19日	通院欠いてるH20. 3 / 26の○○CWが、6・7追記した法第25条2項欠いた上の「他法他施策の活用」指導の発行を違法性否定する私の情報を求める。大福祉第3061号「社保第117号」示す。（○○見解）	福祉局保護課	平成27年 3月 3日付け大福祉第4168号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成しておらず実際に存在しないため。	平成27年 3月 6日	大個審答申第57号及び大情審答申第272号・332・345号「不」件等々の法律調査する答申類の整合性欠く違反行為自覚でも、法令強調した医師法第20条違反。 医療担当規定第9条否定する実施機関。 障害者自立支援法は、医師法第20条免除欠く、「現在、通院医療」重度かつ継続する高額治療者規定（厚生労働省告示第158号）から、医師調査違反。 「大健福第4419号」理由説明書相違有＝（生活保護法第50条） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人について生野区が行った生活保護における診療状況照会が違法ではないとする根拠資料を求めるもの」であると解し、そもそも異議申立人の場合に特定して違法ではないとする根拠資料は存在しないことから、保有個人情報を作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
256	平成27年度 諮問受理第257号	平成27年12月15日 付け大福祉第3360号	平成27年 2月19日	大生支第470号「不非開示」件（H22. 2 / 17）・大福祉第899号「不非開示」件（H26. 6 / 24）の否認するもの求める。別添「開却（特定不可）」件 保有する非開示・非公開を提供欠く補正依頼「却下」目的示す次の大総務第e - 64・e - 108・e - 264号等々有。）	福祉局保護課	平成27年 3月 3日付け大福祉第4169号 不存在による非開示決定	大生支第470号「不非開示」件（H22. 2 / 17）・大福祉第899号「不非開示」件（H26. 6 / 24）の否認を取り扱う保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 3月 6日	大個審答申第57号及び大情審答申第272号・332・345号「不」件等々の法律調査する答申類の整合性欠く違反行為自覚でも、法令強調した医師法第20条違反。 医療担当規定第9条否定する実施機関。 障害者自立支援法は、医師法第20条免除欠く、「現在、通院医療」重度かつ継続する高額治療者規定（厚生労働省告示第158号）から、医師調査違反。 「大健福第4419号」理由説明書相違有＝（生活保護法第50条） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「大福祉第899号不存在による非開示決定通知書を否認する資料を求めるもの」であると解し、そもそも実施機関が行った決定内容を否認する資料は存在しないことから、該当する保有個人情報を作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
257	平成27年度 諮問受理第259号	平成27年12月15日 付け大市民啓第153号	平成26年11月28日	大市民第6121号「○○まとめる」私の精神障害者示すもの。 自立支援医療(精神通院医療)＝精神疾患＝精神障害者(障害者総合支援法 旧障害者自立支援法)	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年12月11日付け大市民啓第182号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)→生活保護法第4条違反。 (答申第316号調査資料→大政第188・e-358号) (重度かつ継続する高額治療者規定する「ICD-10」認定基準) ○○弁護士「不相当の対応」見解(市民の声No.1101-12417-001-01・1101-12452-001-01○○回答) ○○職員は、「自立支援医療」取り扱い(H20.3)欠く承知の元で作成する共謀行為。○○弁護士「大市民第6167号」(回答以上欠く)からも明白。 H22.2/19「全面謝罪」否定する○○まとめ(大市民第6121号) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人はこれまで、異議申立人の相談内容に対する弁護士見解をとりまとめた『自立支援医療適用に係る行政行為について』について平成24年1月4日付け大市民第6121号により開示を受けたものの、その開示内容を不満とし、その根拠となる文書の公開及び開示や上記開示文書の訂正・是正の請求を行っており、本請求においてもその根拠を求めているもの」であると解し、「自立支援医療適用に係る行政行為について」は、個別の法令や通知に準拠したものではなく当該弁護士が当然の法理から導いたものであって具体的な文書が存在しているわけではないことから、実施機関は該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
258	平成27年度 諮問受理第269号	平成27年12月16日 付け大福祉第3384号	平成26年9月29日	大健福第4090号「大健福第6054・1098号○○主張する全体無く、一部謝罪を主張する根拠求める。大生支第470号「不非開示」件(H22.2/17)後の作成「○○」件。 (大福祉第3285・877・899・1484・2069号不非開示件等々有)	福祉局保護課	平成26年10月10日付け大福祉第2290号 不存在による非開示決定	大健福第6054・1098号「○○書面」については、「全体無く、一部謝罪を主張する」ものではなく、「社援保発第0929003号・社援指発0929001号、社援保発第0330001号」に沿った事務手続きを行っている旨の説明であり、当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年10月23日	生活保護法第4条。(厚生労働省告示第4号・厚生労働省告示第4号等) 大福祉第899・1484号「不非開示」件(合致欠如・全体示すもの欠如)、第一、「通院欠く」。 大生支第470号「不非開示」件(大個審答申第57号処分)、大生保生第98号「不非開示」件 時系列「大情審答申第272号」調査資料及び、大生支第470号「不非開示」件 「社援第1533号」不非公開(既に提出済)件は、社発第727号-第7(法律第123号)は、「神経症」解釈するもの・見解分かるもの欠如。大健福第1918・3955号「公」件 大福祉第1951号「不」件(答申第332号)、大福祉第2069号「不非開示」件(H26.9/25)(大福祉第3281号「市民の声6点○○回答」件見解) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が大健福第6054・1098号で公開・開示決定した『生活保護担当職員の発言に対する事実確認について』(異議申立人に関して生野区が行った生活保護における診療状況照会の件に関し、福祉局職員課が福祉局保護課職員に経緯を聞き取った記録文書)において、福祉局保護課職員が全部謝罪ではなく一部謝罪であると主張する記載の根拠を求めるもの」であると解し、そもそも福祉局保護課職員の聞き取り記録に「全部謝罪」や「一部謝罪」などとの記載がないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
259	平成27年度 諮問受理第280号	平成28年 1月18日 付け大生総第171号	平成27年 7月22日	公益通報の通知書 A B C の添付する調査記録請求：大総務監第54・55・56号決定事項、大生総第106・107・108号決定事項の内、通知書 A B C と疎明資料の合点示す部分の特定求める。	生野区役所総務課	平成27年 8月 5 日付け大生総第96号 不存在による非開示決定	大生総第106・107・108号により部分開示決定した保有個人情報について「疎明資料」に言及した点はないことから、請求に係る保有個人情報は作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 9月24日	乙第 1 号証から乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書、第 2 回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書類。 「他法他施策の活用」欠く私の場合の他法正当化する。 社保第99号（昭和60年 9月30日）：生活保護法による医療扶助の適正な運営について。 医療法第 6 条11の第 1 項。甲第 1 号証から甲第26号証：債権者（職員の主張） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求本件請求の趣旨を「大生総第106・107・108号により開示決定した内容の中で、通知書 A B C と疎明資料 P . 907 が合致するものの特定を求めている」ものであると解したが、公益通報に係る通知書 A B C に関する処理状況報告書を作成した際に疎明資料 P . 907 には全く触れていないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
260	平成27年度 諮問受理第283号	平成28年 1月21日 付け大生保生第1091号	平成27年 7月10日	行政個人情報保護法第 8 条 1 項「法令に基づく場合」（甲第 4 号証の通知上の - 4 (2) ア・4 ア）示す私の個人情報求める。（答申第332・345号：大個審答申第72号示す） 生野区役所。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 7月28日付け大生保生第472号 不存在による非開示決定	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び社援保発第0330001号上に請求者に係る個人情報は存在しないため	平成27年 9月24日	乙第 1 号証から乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書、第 2 回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書類。 「他法他施策の活用」欠く私の場合の他法正当化する。 社保第99号（昭和60年 9月30日）：生活保護法による医療扶助の適正な運営について。 医療法第 6 条11の第 1 項。甲第 1 号証から甲第26号証：債権者（職員の主張） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人の同意なく診療状況照会を行ったことについて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 8 条第 1 項に規定する『法令に基づく場合』に該当すると記載されているものを求めるもの」と解したが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び厚労省通知である社援保発第0330001号上に請求者の保有個人情報が存在しないことは明らかであり、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
261	平成27年度 諮問受理第284号	平成28年 1月21日 付け大生保生第1092号	平成27年 7月10日	疎明資料：第 2 章の第 9 の P . 907 と うり：他法受診中の被保護を主治医の診察状況について（照会）を私の場合真逆の扱い実施した。○ ○ C W の平成20年 3月26日本人の不同意発行理由 生野区役所	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 7月28日付け大生保生第473号 不存在による非開示決定	請求書に添付されている様式について、「他法により医療の給付を受けていない者」に対して病名等の照会を行ってはならないなどと記載されていないことから、請求に係る保有個人情報は作成又は取得していないため	平成27年 9月24日	乙第 1 号証から乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書、第 2 回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書類。 「他法他施策の活用」欠く私の場合の他法正当化する。 社保第99号（昭和60年 9月30日）：生活保護法による医療扶助の適正な運営について。 医療法第 6 条11の第 1 項。甲第 1 号証から甲第26号証：債権者（職員の主張） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「請求書に添付されている疎明資料によれば『他法により受診中』の者の診療状況照会しか規定されていないにも関わらず、自立支援医療（＝他法）の適用申請をしていない異議申立人に対し、平成20年 3月26日に本人の同意なく診療状況照会を行ったことの理由がわかるもの」であると解したが、当該疎明資料は「生活保護法以外により医療の給付を受けていない者」に対して診療状況照会を行ってはならないという趣旨ではないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張 (こ)実施機関の主張
262	平成27年度 諮問受理第285号	平成28年 1 月21日 付け大生保生第 1093号	平成27年 7 月17日	面談強要等仮処分命令申立事件の乙第14号証・乙第15号証・乙第16号証・乙第17号証・乙第18号証・乙第22号証の職員は、「ＩＣＤ－10」否認：甲第10号証：大福祉第1951号。大健福第6290号は、否定。甲第 3 号証のＩＣＤ－10該当求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 7 月30日付け大生保生第487号 不存在による非開示決定	実施機関は甲第 3 号証（診療状況について（回答））から、請求者をＩＣＤ－10に該当する又はしないと判断したことはないから、請求に係る保有個人情報は作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 9 月24日	乙第 1 号証から乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書、第 2 回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書類。 「他法他施策の活用」欠く私の場合の他法正当化する。 社保第99号（昭和60年 9 月30日）：生活保護法による医療扶助の適正な運営について。 医療法第 6 条11の第 1 項。甲第 1 号証から甲第26号証：債権者（職員の主張） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「甲第 3 号証である『。○診療所からの診療状況回答書』をもとに異議申立人がＩＣＤ－10に記載の病名に該当すると判断した保有個人情報を求めるもの」と解したが、実施機関が異議申立人をＩＣＤ－10に記載の病名に該当すると判断した事実はないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
263	平成27年度 諮問受理第286号	平成28年 1 月21日 付け大生保生第 1094号	平成27年 7 月17日	平成20年 3 月26日付けの、。○診療所へ発行した「診療状況について（照会）」	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 7 月30日付け大生保生第488号 不存在による非開示決定	請求に係る保有個人情報は保有しておらず、実際に存在しないため	平成27年 9 月24日	乙第 1 号証から乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書、第 2 回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書類。 「他法他施策の活用」欠く私の場合の他法正当化する。 社保第99号（昭和60年 9 月30日）：生活保護法による医療扶助の適正な運営について。 医療法第 6 条11の第 1 項。甲第 1 号証から甲第26号証：債権者（職員の主張） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「。○診療所に対し、平成20年 3 月26日付けで発した診療状況の照会に係る照会書を求めているもの」と解したが、照会書原本は。○診療所に送付しているものであり、実施機関としても写しを保有していないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
264	平成27年度 諮問受理第287号	平成28年 1 月21日 付け大生保生第 1095号	平成27年 7 月22日	生野区生活支援は、疎明資料：第 2 章 - 第 9 - 2（P.907） 答申第272号の別表の 2 から、私の場合「レセプト」及び「医療要否意見書（H20. 3 / 25）の保有する真逆の照会理由	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年 8 月 5 日付け大生保生第509号 不存在による非開示決定	請求に係る保有個人情報は作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 9 月24日	乙第 1 号証から乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書、第 2 回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書類。 「他法他施策の活用」欠く私の場合の他法正当化する。 社保第99号（昭和60年 9 月30日）：生活保護法による医療扶助の適正な運営について。 医療法第 6 条11の第 1 項。甲第 1 号証から甲第26号証：債権者（職員の主張） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求本件請求の趣旨を「請求書に添付されている疎明資料によれば『他法により受診中』の者の診療状況照会しか規定されていないにも関わらず、自立支援医療（＝他法）の適用申請をしていない私（異議申立人）に対し、平成20年 3 月26日に本人の同意なく診療状況照会を行ったこと理由がわかるもの」であると解したが、当該疎明資料は「生活保護法以外により医療の給付を受けていない者」に対して診療状況照会を行ってはないという趣旨ではないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報 を特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
265	平成27年度 諮問受理第288号	平成28年 1 月21日 付け大生保生第 1096号	平成27年 7 月22日	疎明資料：第 2 章 - 第 9 - 2 (P . 907 答申第272号の別表 2) の診療状況について (照会) 基準の全く矛盾示す大個審答申第72号の事案 (福祉局・生野区・市民局・総務局) の職員が、医師法免除示すもの	生野区役所保健福祉課 (生活支援)	平成27年 8 月 5 日付け大生保生第510号 不存在による非開示決定	請求に係る保有個人情報は作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 9 月24日	乙第 1 号証から乙第201号証及び債務者 (異議申立人) の答弁書、第 2 回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書類。 「他法他施策の活用」欠く私の場合の他法正当化する。 社保第99号 (昭和60年 9 月30日) : 生活保護法による医療扶助の適正な運営について。 医療法第 6 条11の第 1 項。甲第 1 号証から甲第26号証 : 債権者 (職員の主張) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を関係所属の職員が医師法を免除される規定を求めるもの」であると解したが、異議申立人に係る特定案件について職員が医師法を免除される規定など存在しないため、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
266	平成27年度 諮問受理第290号	平成27年12月28日 付け大市民第977号	平成27年 5 月14日	面談強要等仮処分命令申立事件の乙第87号証の開示決定通知書、求める。	市民局総務課 (総務グループ)	平成27年 5 月28日付け大市民第153号 不存在による非開示決定	上記請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 6 月10日	面談強要等仮処分命令申立事件の債務者 (異議申立人) の乙第 1 号証から、乙第201号証の合部示す。 大情審第293号・294号・272号・299号・332号・345号・336号・381号との甲第14号証面談強要等仮処分命令申立事件の債務者 (異議申立人) の答弁書及び第 2 回主張書面から、第16回主張書面、陳述書類の全部示す。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「本市が平成27年 2 月13日付けで行った仮処分命令申立事件に関して、債務者が乙第87号証として大阪地方裁判所に提出した開示請求書に係る決定通知書を求めるもの」と解したが、乙第87号証に係る開示請求は、本人がこれを取り下げたため、開示決定等は行っておらず、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
267	平成27年度 諮問受理第298号	平成27年12月28日 付け大市民第993号	平成27年 7 月29日	甲第 1 号証の市民局の分そもその記録	市民局総務課 (総務グループ)	平成27年 8 月11日付け大市民第500号 開示決定	甲第23号証「甲 1 号証の元となる資料一式」のうち市民局分	平成27年 9 月24日	乙第 1 号証から乙第201号証及び債務者 (異議申立人) の答弁書、第 2 回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書類。 「他法他施策の活用」欠く私の場合の他法正当化する。 社保第99号 (昭和60年 9 月30日) : 生活保護法による医療扶助の適正な運営について。 医療法第 6 条11の第 1 項。甲第 1 号証から甲第26号証 : 債権者 (職員の主張) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「仮処分命令申立てに係る甲第 1 号証『電話及び来庁に係る対応一覧』のうち市民局分の記録の元となった資料を求めるもの」であると解し、(き) 欄に記載の保有個人情報を特定して、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
268	平成27年度 諮問受理第302号	平成28年 2 月 5 日 付け大市民啓第 221号	平成26年 8 月29日	大市民啓第75・76号「開却」は、大市民第6127号「不非公開」(大市民第6121号件の「神経症」該当資料欠如)相違するが、大生支第470号「不非開示」誤りとする市民局根拠求める。(〇〇書面根拠)	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 9 月12日付け大市民啓第78号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 9 月18日	H26年 3 月～「人格権」弁護士相談依頼拒否は、市民の声請求も回答拒否。 大情審答申第272号・大個審答申第57号・大情審答申第332号 地公法第30・32条(医師法・行政不服審査法・生活保護法・ 障害者総合支援法等々) 大生支第470号「不非開示(「他法活用検討依頼通知」欠如)」件(H22. 2 / 17)以降の大市民第6121号「〇〇書面」作成の法律責任は、〇〇職員に有る。 「神経症」を自立支援医療主張する〇〇。不相当な理由 「通院治療欠如」異議申立人の場合。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人はこれまで、同人の相談内容に対する弁護士見解をとりまとめた『自立支援医療適用に係る行政行為について』について平成24年 1 月 4 日付け大市民第6121号により開示を受けたものの、その開示内容を不満とし、その根拠となる文書の公開及び開示や上記開示文書の訂正・是正の請求を行っており、本請求においてもその根拠を求めているもの」であると解し、「自立支援医療適用に係る行政行為について」の根拠は、個別の法令や通知に準拠したものではなく当該弁護士が当然の法理から導いたものであって具体的な文書が存在しているわけではないことから、実施機関は該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
269	平成27年度 諮問受理第310号	平成28年 2 月 5 日 付け大市民啓第 229号	平成27年 3 月 6 日	大市民第6139号「〇〇弁護士相談票」の法的根拠、又は、まとめたもの求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 3 月20日付け大市民啓第332号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 3 月30日	時系列の存否矛盾(321・322・323・324号)、弁護士見解まとめる個人情報(正確かつ最新の状態)要す為、314・315・316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠くが、保有特定出来ない関連事項分からず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の〇〇・〇〇「陳述書」示す。 〇〇職員は、「持論」と批判、〇〇職員「市民の声回答20件以上の3件抜粋」、陳述書とうりなら、「正論」示すもの(異議申立人が、該当者)・「20件以上」回答書(公益通報の証拠)の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員達。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人はこれまで、異議申立人の相談内容に対する弁護士見解をとりまとめた『自立支援医療適用に係る行政行為について』について平成24年 1 月 4 日付け大市民第6121号により開示を受けたものの、その開示内容を不満とし、その根拠となる文書の公開及び開示や上記開示文書の訂正・是正の請求を行っており、本請求において、異議申立人は、平成24年11月14日付け大市民第6139号で開示対象とした『〇〇弁護士相談票』の法的根拠、又は、まとめたものを求めているもの」であると解し、異議申立人が論点としている当該相談票における見解の法的根拠は、個別の法令や通知に準拠したものではなく、『自立支援医療適用に係る行政行為について』に記載のとおり当然の法理から導いたものであって具体的な文書が存在しているわけではないことから、実施機関は該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き)開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け)異議申立人の主張
									(こ)実施機関の主張
270	平成27年度 諮問受理第311号	平成28年2月5日 付け大市民啓第230号	平成27年3月6日	大市民第6121号「〇〇まとめ」の弁護士見解求める。市民の声 No.1310-20048-001-01(回答)・1410-20051-001-01(回答)1410-20057-001-01(回答)1410-0060-001-01(回答)・大市民第184・274号「不承認」理由(弁護士の見解まとめる)	大阪市人権啓発・相談センター	平成27年3月20日付け大市民啓第333号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年3月30日	時系列の存否矛盾(321・322・323・324号)、弁護士見解まとめる個人情報(正確かつ最新の状態)要す為、314・315・316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠くが、保有特定出来ない関連事項分からず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の〇〇・〇〇「陳述書」示す。 〇〇職員は、「持論」と批判、〇〇職員「市民の声回答20件以上の3件抜粋」、陳述書とうりなら、「正論」示すもの(異議申立人が、該当者)・「20件以上」回答書(公益通報の証拠)の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員達。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人は、異議申立人の相談内容に対する弁護士見解をとりまとめた『自立支援医療適用に係る行政行為について』(大市民第6121号)について開示を受けたものの、その開示内容を不満とし、その根拠となる文書の公開及び開示や上記開示文書の訂正・是正の請求を行ってきたものであり、本請求において、異議申立人は、大市民第6121号『〇〇まとめ』の弁護士見解の根拠を求めているもの」であると解し、異議申立人が論点としている大市民第6121号における見解の根拠は、個別の法令や通知に準拠したものではなく当該弁護士が当然の法理から導いたものであって具体的な文書が存在しているわけではないことから、実施機関は該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
271	平成27年度 諮問受理第312号	平成28年2月5日 付け大市民消費第164号	平成26年11月5日	大市民消第38号「不非開示」件、の不服申立て行ふ為、再請求する。(一向に、的確な回答得ず)	大阪市消費者センター	平成26年11月19日付け大市民消費第233号 不存在による非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年12月22日	地法公務員法第32・33条違反。大情審答申第332号別表1「理由説明書」は、「著しく」主張逆接する論調「19-1-248・19-1-322・19-1-383・19-1-495・20-1-36」有。 市民サービス「最善の利益」欠く為、地公法第35条反す。整合性欠く。大阪市消費者保護条例第18条「著しく」規定は、消費者契約法勝らず、消費者保護法勝らず。大情審答申第332号別表1「何の判断もしていない」実施機関主張(こ)有。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「消費生活相談以外の異議申立人に係る個人情報を求めているもの」であると解し、実施機関は消費生活相談の内容についてのみ情報を保有していることから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
272	平成27年度 諮問受理第313号	平成28年 2 月 8 日 付け大市民啓第 214号	平成26年 5 月 7 日	大市民第6121号「作成時点」の私の個人情報求める。上記「件」不承認各時点の私の個人情報求める。「有効性」法令根拠を明確にせよ。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 5 月20日付け大 市民啓第15号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 7 月 3 日	処分の取り消しを求め、大市民第6127号「不非公開」件（答申第332号「件」）からの「神経症」6・7 貼る見解可能な法令根拠「特定・決定」する法的義務負う。 ○○弁護士は、○○書面（大市民第6121号）関与欠如。 ○○書面（大市民第6121号）を法的根拠関係性欠如は、「意見」「要望」満なす。 即ち、○○書面は、市民当人（異議申立人）を精神疾患扱いすることでのスケープゴード計る。 「自立支援医療の適用指導は、有効性」主張。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人はこれまで、異議申立人の相談内容に対する弁護士見解をとりまとめた『自立支援医療適用に係る行政行為について』（大市民第6121号）について開示を受けたものの、その開示内容を不満とし、その根拠となる文書の公開及び開示や上記開示文書の訂正・是正の請求を行っており、本請求において、異議申立人は、『大市民第6121号』作成時点の異議申立人の個人情報を求めているもの」であると解し、○○弁護士が見解を示すにあたり、判断を行った根拠については、個別の法令や通知に準拠したものではなく当然の法理から導いたものであり、異議申立人が求めている個人情報を記載した文書そのものが存在しないことから、実施機関は該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
273	平成27年度 諮問受理第314号	平成28年 2 月 8 日 付け大市民啓第 215号	平成26年 5 月23日	「諮」大市民6101・6039・6165・6167・6215・6216・6217・6218・6222・6227・6108・6020・6021・6022・6023・6024・6025・6027・6053・6054・352・6086・6235・6236・6260・6261・6263・6265号「件」の康健こ第145・258・580号「不非公開」件否定する私の該当者（精神疾患）認めるもの！	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 6 月 6 日付け大 市民啓第26号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 7 月 3 日	処分の取り消しを求め、大市民第6127号「不非公開」件（答申第332号「件」）からの「神経症」6・7 貼る見解可能な法令根拠「特定・決定」する法的義務負う。 ○○弁護士は、○○書面（大市民第6121号）関与欠如。 ○○書面（大市民第6121号）を法的根拠関係性欠如は、「意見」「要望」満なす。 即ち、○○書面は、市民当人（異議申立人）を精神疾患扱いすることでのスケープゴード計る。 「自立支援医療の適用指導は、有効性」主張。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人はこれまで、異議申立人の相談内容に対する弁護士見解をとりまとめた『自立支援医療適用に係る行政行為について』について平成24年 1 月 4 日付け大市民第6121号により開示を受けたものの、その開示内容を不満とし、その根拠となる文書の公開及び開示や上記開示文書の訂正・是正の請求を行っており、本開示請求書『請求する公文書の件名又は内容』欄に記載の文書番号は、異議申立人による異議申立てについて、実施機関が大阪市情報公開審査会若しくは大阪市個人情報保護審議会へ諮問した際の諮問通知書に付されたものであるが、本請求において、異議申立人は、当該諮問通知書等に関して『私の該当者（精神疾患）認めるもの』を請求しているもの」であると解し、異議申立人が論点としている大市民第6121号における見解そのものが、本市が業務上依拠している個別の法令や通知に準拠したものではなく弁護士が当然の法理から導いたものであって、本市の見解を示す具体的な文書が存在しているわけではないことから、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
274	平成27年度 諮問受理第315号	平成28年 2 月 8 日 付け大市民啓第 216号	平成26年 5 月23日	「不承認」の理由分かるもの請求した不非開示件「大市民第6138・6139号」(H25.10/24)の再請求。並びに、「不承認」する法的根拠必要不可欠(当然の法理)より、私の情報求む。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 6 月 6 日付け大 市民啓第27号 不存在に よる非開示決定	当該保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 7 月 3 日	処分の取り消しを求め、大市民第6127号「不非公開」件(答申第332号「件」)からの「神経症」6・7貼る見解可能な法令根拠「特定・決定」する法的義務負う。 ○○弁護士は、○○書面(大市民第6121号)関与欠如。 ○○書面(大市民第6121号)を法的根拠関係性欠如は、「意見」「要望」満なす。 即ち、○○書面は、市民当人(異議申立人)を精神疾患扱いすることでのスケープゴード計る。 「自立支援医療の適用指導は、有効性」主張。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「実施機関が平成25年10月24日付け大市民第6138号及び同日付け第6139号により不存在による非開示決定を行った保有個人情報の開示を再度求めるもの」と解したが、すでに上記「不存在による非開示決定」を行っているとおり、該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
275	平成27年度 諮問受理第316号	平成28年 2 月 8 日 付け大市民啓第 217号	平成26年 7 月14日	平成26年 6 月10日に行っている「○○弁護士」相談する行政不服審査法「○○弁護士相談記録」求める(私の分)	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 7 月24日付け大 市民啓第54号 開示決定	○○弁護士相談記録票	平成26年 8 月 7 日	持参した大阪府・市の情報公開制度上「不非公開」決定事項の提示等々、個人情報欠如「不非開示」決定事項の提示を多々行っている。 「大福祉第3281号」市民の声 6 点(回答)を○○弁護士認知。(提示) 弁護士が、「制度」不知有り得ず。(弁護士法第 1 条)又、「神経症(抑うつ状態)」を精神障害者考える弁護士は、憲法第13条「人格権」違憲。等々 「法規」I C D - 10等の不知一因。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人が、人権相談事業における弁護士による法的助言制度を利用して、平成26年 6 月10日に○○弁護士に相談した際の記録を求めるもの」とであると解し、(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。
276	平成27年度 諮問受理第317号	平成28年 2 月 8 日 付け大市民啓第 231号	平成27年 5 月25日	大市民啓第 9 号の甲第 1 号証の内、市民局の分限定した抜粋求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 6 月 5 日付け大 市民啓第26号 開示決定	甲第 1 号証 電話及び来庁に係る対応一覧	平成27年 7 月29日	公文書管理条例、個人情報保護条例第 7 条及び第69条・13条、等。 面談強要等仮処分命令申立事件：平成27年(ヨ)第○号の乙第 1 号証から乙第201号証 答申資料(乙号証の提出)・疎明資料の第 2 章 - 第 9 - 2 (P. 907) 大情審査第272号の別表の 2：第 2 章 - 第 9 - 2 (P. 709) 疎明資料とうり。 他法受診中の被保護者：照会基準。私の場合該当しない：大市民第6013号 実施機関は、(え)欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成27年 4 月13日付けの大市民啓第 9 号による開示を決定した情報のうち、市民局に関係する記載部分を求めるもの」とであると解したが、当該情報である本市が平成27年 2 月13日付けで行った仮処分命令申立てに係る甲第 1 号証には、市民局以外の所属に関する情報も記載されているが、当該甲第 1 号証は不可分な文書であることから、再度(き)欄に記載の保有個人情報を特定して、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
277	平成27年度 諮問受理第318号	平成28年 2 月 8 日 付け大市民啓第 232号	平成27年 5 月25日	大市民啓第11号の開示する甲第22号証：○○「陳述書」の面談メモ及び修正メモの現品中の点を求める。(期日並びに回数の明示すもの)	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 6 月 5 日付け大 市民啓第27号 開示決定	平成23年12月16日 開示請求書 他 21点	平成27年 7 月29日	公文書管理条例、個人情報保護条例第 7 条及び第69条・13 条、等。 面談強要等仮処分命令申立事件：平成27年(ヨ)第○号の乙第 1 号証から乙第201号証 答申資料(乙号証の提出)・疎明資料の第 2 章 - 第 9 - 2 (P . 907) 大情審答申第272号の別表の 2：第 2 章 - 第 9 - 2 (P . 709) 疎明資料とうり。 他法受診中の被保護者：照会基準。私の場合該当しない：大市民第6013号 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成27年 4 月27日付けの大市民啓第11号による開示を決定した情報のうち、本市が平成27年 2 月13日付けで行った仮処分命令申立てに係る甲第22号証の陳述書において記述する面談メモや修正メモの事実が確認できる情報」であると解し、(き) 欄に記載の保有個人情報を特定して、(か) 欄に記載の決定を行った。
278	平成27年度 諮問受理第319号	平成28年 2 月 8 日 付け大市民啓第 233号	平成27年 6 月 1 日	平成22年 9 月22日の開示請求書(請求事項は、人権室○○課長の作成する私に関する記録全部)を大市民第6001号決定期間延長通知書：平成22年10月 6 日の延長の理由「関係文書の大量」の全部求める。平成22年 9 月22日までの分。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 6 月15日付け大 市民啓第30号 開示決定	○○課長の保有する請求者に関する 記録全部	平成27年 7 月29日	公文書管理条例、個人情報保護条例第 7 条及び第69条・13 条、等。 面談強要等仮処分命令申立事件：平成27年(ヨ)第○号の乙第 1 号証から乙第201号証 答申資料(乙号証の提出)・疎明資料の第 2 章 - 第 9 - 2 (P . 907) 大情審答申第272号の別表の 2：第 2 章 - 第 9 - 2 (P . 709) 疎明資料とうり。 他法受診中の被保護者：照会基準。私の場合該当しない：大市民第6013号 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「平成22年10月 6 日付け大市民第6001号『決定期間延長通知書』に『関係文書が大量』と記載されており、期間延長を行う要因となった大量にある関係文書を指しているところ、本請求は個人情報保護条例に基づく請求であることから、当該対象文書のうち、異議申立人に係る保有個人情報を求めるもの」であると解し、(き) 欄に記載の保有個人情報を特定して、(か) 欄に記載の決定を行った。
279	平成27年度 諮問受理第320号	平成28年 2 月 8 日 付け大市民啓第 234号	平成27年 7 月22日	大市民第133号「開示」却下する為、改めて、行政個人情報保護法第 8 条 1 項「法令に基づく場合」：大市民第6121号の前段部分の私の個人情報求める。まとめる根拠。(大個審答申第72号：該当者示す見解の評価・判断を大市民第6121号事案示されている。)	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 8 月 5 日付け大 市民啓第46号 不存在に よる非開示決定	上記請求に係る公文書については、 そもそも作成又は取得された事実が 無く、実際に存在しないため。	平成27年 9 月24日	乙第 1 号証から乙第201号証及び債務者(異議申立人)の答弁書、第 2 回主張書面から第16回主張書面。特には、大阪市の公文書。甲第 1 号証から甲第26号証。 他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法(旧：現在の障害者総合支援法) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人はこれまで、異議申立人の相談内容に対する弁護士見解をとりまとめた『自立支援医療適用に係る行政行為について』(大市民第6121号)について開示を受けたものの、その開示内容を不満とし、その根拠となる文書の公開及び開示や上記開示文書の訂正・是正の請求を行っており、本請求において、異議申立人は、『大市民第6121号』で開示決定した文書の『 1 』の記載について異議申立人にかかる個人情報を求めているもの」であると解し、当該記載は、自立支援医療として生活保護受給者が医療機関を受診する場合の、『本人に事前に確認や同意を得ることなく照会』を行うことについての弁護士見解をまとめたものであり、個別の法令や通知に準拠したものではなく当然の法理から導いたものであり、異議申立人が求めている個人情報を記載した文書そのものが存在しないことから、実施機関は該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
280	平成27年度 諮問受理第321号	平成28年 2 月 8 日 付け大市民啓第 235号	平成27年 7 月22日	大市民第204号「開示」却下する為、改めて、私の個人情報：「法令に基づく場合」：行政個人情報保護法第 8 条 1 項を求める。(社援保発第 0330001号 - - 4 (2) ア) 甲第 22号証の資料	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 8 月 5 日付け大 市民啓第47号 不存在に よる非開示決定	上記請求に係る公文書については、 そもそも作成又は取得された事実が 無く、実際に存在しないため。	平成27年 9 月24日	乙第 1 号証から乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書、第 2 回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書。甲第 1 号証から甲第26号証。 他法他施策の活用欠く私の場合の「障害者」立証欠く職員達。 個人情報保護条例、行政不服審査法、地方公務員法、医師法、医療法、障害者自立支援法（旧：現在の障害者総合支援法） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「異議申立人は、本市が平成27年 2 月13日付けで行った仮処分命令申立てに係る甲22号証『陳述書』の添付資料である、『平成18年 3 月30日付け社援保発第0330001号 4 (2) に記載されている異議申立人に係る個人情報を求めているもの』であると解したが、当該記載には、個人情報保護法における第三者に対する個人データを提供する場合の『本人同意』の必要性について法令運用上の解釈を記載したものであり、異議申立人に係る個人情報は含まれていないことから、実施機関は該当する保有個人情報をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
281	平成27年度 諮問受理第322号	平成28年 2 月 8 日 付け大市民啓第 236号	平成27年 7 月29日	甲第22号証：○○「陳述書」の面談メモ作成強要、大市民第6013号（電話メモ）・6092（256）号の「○○」調査記録除く 修正メモの開示求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 8 月11日付け大 市民啓第48号 開示決定	平成24年 1 月 4 日付け大市民第6120 号開示決定通知書にかかる開示対象 文書	平成27年 9 月24日	乙第 1 号証から乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書、第 2 回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書類。 「他法他施策の活用」欠く私の場合の他法正当化する。 社保第99号（昭和60年 9 月30日）：生活保護法による医療扶助の適正な運営について。 医療法第 6 条11の第 1 項。甲第 1 号証から甲第26号証：債権者（職員の主張） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「本市が平成27年 2 月13日付けで行った仮処分命令申立てに係る甲第22号証『陳述書』記載の『面談メモ（職員の認識を含む）を作成させた上で、相手方の思うような内容が記載されていなければ、何度も修正を要求』したことが分かる情報のうち、平成22年12月22日付け大市民第6013号開示決定通知書及び平成23年10月27日付け大市民第6092号開示決定通知書で開示した情報を除く、平成24年 1 月 4 日付け大市民第6120号開示決定通知書で開示した情報を求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
282	平成27年度 諮問受理第323号	平成28年 2 月 8 日 付け大市民啓第 237号	平成27年 7 月29日	甲第22号証：○○「陳述書」の面談200回の記録（大市民第6013号除く：大市民第256・6092号は、「○○」調査資料） 200回の確認出来るもの。面談メモ。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 8 月11日付け大 市民啓第49号 開示決定	甲第 1 号証 電話及び来庁に係る対 応一覧	平成27年 9 月24日	乙第 1 号証から乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書、第 2 回主張書面から第16回主張書面。特に、大阪市の公文書類。 「他法他施策の活用」欠く私の場合の他法正当化する。 社保第99号（昭和60年 9 月30日）：生活保護法による医療扶助の適正な運営について。 医療法第 6 条11の第 1 項。甲第 1 号証から甲第26号証：債権者（職員の主張） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「本市が平成27年 2 月13日付けで行った仮処分命令申立てに係る甲第22号証『陳述書』に『電話と面談の回数は200』と記載されており、本市が異議申立人に対し200回対応したことが分かる、対応年月日や所要時間、対応所属等が記載された対応一覧と、それらの情報を集約した所属・部署ことの対応回数及び時間を示す対応一覧の所属別集計表を求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定に足る事項	(お) 担当	(か) 決定	(き) 開示請求に係る保有個人情報又は開示請求に係る保有個人情報を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
283	平成27年度 諮問受理第329号	平成28年2月8日 付け大総務第211号	平成27年5月14日	面談強要等禁止仮処分命令申立事件の債務者の乙第88号証の開示決定通知書、求める。	総務局総務課（総務グループ）	平成27年5月22日付け大総務第49号 開示決定	開示決定通知書（平成27年4月27日付け大総務第26号）	平成27年7月9日	面談強要等仮処分申立事件の乙第1号証から、乙第201号証及び債務者（異議申立人）の答弁書から、第2回主張書面より、第16回主張書面まで全部。 法律の整合性 大情審答申第272・293・294・299・315・316・332・336・345・381号 面談強要等仮処分申立事件の甲第3号証・甲第14号証の資料の1・2・3・甲第16号証の資料全部・甲第17号証の資料全部・甲第22号証の資料全部・甲第15号証の資料全部。 個人情報の正確性：自立支援医療制度の概要等国の公開。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の保有個人情報開示請求の趣旨を「本市が平成27年2月13日付けで行った仮処分命令申立事件に関して、債務者が乙第88号証として大阪地方裁判所に提出した開示請求書に係る決定通知書を求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の保有個人情報を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。

（注） 1 （え）欄及び（け）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 （お）欄については、（か）欄に記載の決定時点における担当名としている。